利尻礼文サロベツ国立公園
桃岩登山道線道路（車道）

決定

路線距離：2.5km

執行者（予定者）：礼文町

第３種特別地域（礼文町有地）

●位置図

●計画図

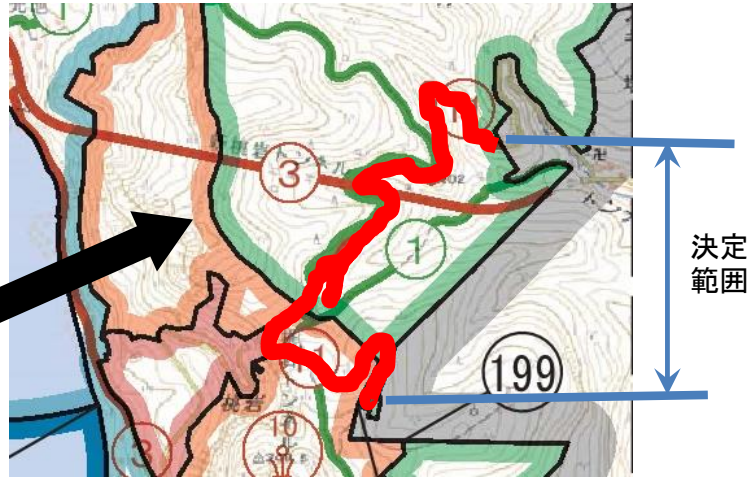

桃岩登山線道路（車道）

礼文島南部に位置し、景勝地である桃岩や高山植物群落を観察できる遊歩道が整備されている。当該道路は大型バス駐車場へのアクセス道路として機能している。

桃岩登山道線道路（車道）
決定区域図

事業規模

路線距離：2.5km

有効幅員：6.0m

桃岩登山線道路（車道）桃岩展望台への分岐点

当該車道は香深元地線道路（車道）の一部であったが、トンネルの開通により路線が変更となったため、引き続き公園事業道路として維持管理を行い、公園利用者の利便性等を確保する。

既存施設の把握（車道）

広大な高山植物群落やダイナミックな海食崖など、礼文島を代表する景観核心地域へのアクセス道路として機能していることから、公園事業道路として把握することにより利用施設として適切に維持管理していくことが望ましい。

自然環境への影響

公園計画の変更に伴って路線が変更された既存道路を公園事業として把握するものであり、自然環境に与える影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
ペシ岬園地

決定

区域面積：0.6ha

執行者（予定者）：利尻富士町

第２種特別地域（利尻富士町有地）

●位置図

●計画図

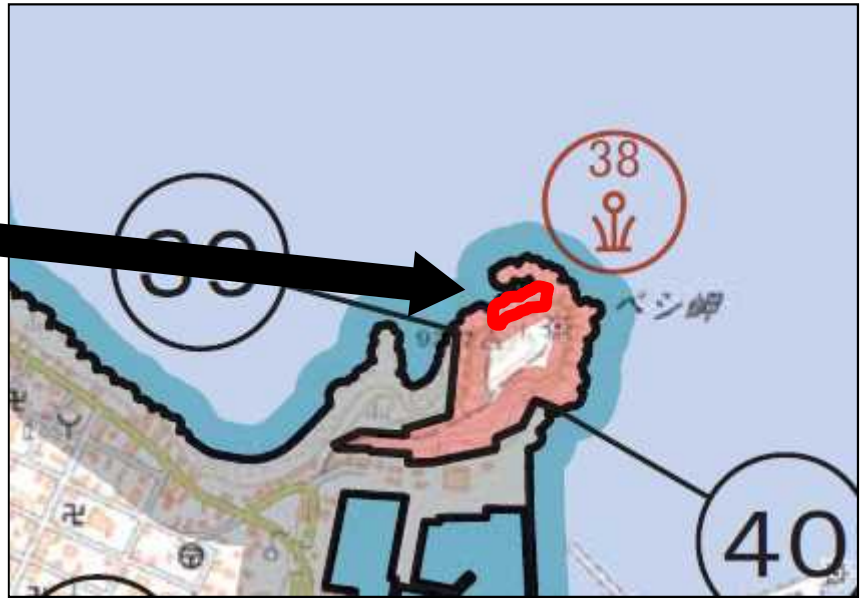

利尻礼文サロベツ国立公園における利尻島北東部に位置し、発達した海食崖の上に灯台が整備されており、周辺にはエゾカンゾウやカラフトゲンゲ等の高山植物群落が広がっている。

事業規模

区域面積：0.6ha

ペシ岬園地決定区域図

ペシ岬展望台

展望台からは利尻山や鴛泊の市街地が眺望できるほか、夕日の名所として知られており、付近には宿泊施設やスキー場、ファミリーキャンプ場などアクティビティを楽しむ施設や姫沼、ポン山など質の高い自然体験ができる地域であり、鴛泊の市街地からの近いことから、多くの観光客に利用されている。

既存施設の把握（園地）

現状では園路の老朽化等は確認されていないが、今後も継続的に利用施設を維持するため、公園事業施設として把握し、適切な維持管理を行うことが望ましい。

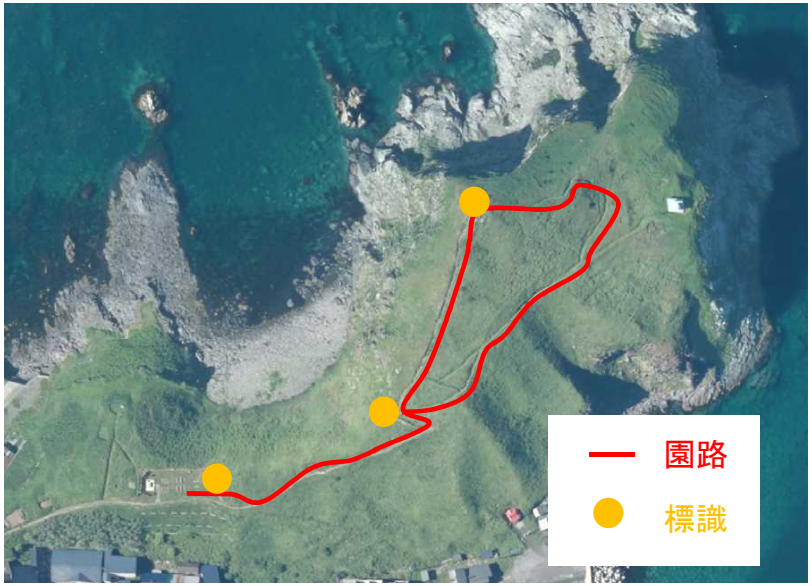

自然環境への影響

既存施設を公園事業として把握するものであり、自然環境に与える影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
南浜湿原園地

決定

区域面積：4.0ha
執行者（予定者）：利尻富士町

第２種特別地域（利尻富士町有地）・・・今年度の点検で区域の拡張を行う。

●位置図

北海道

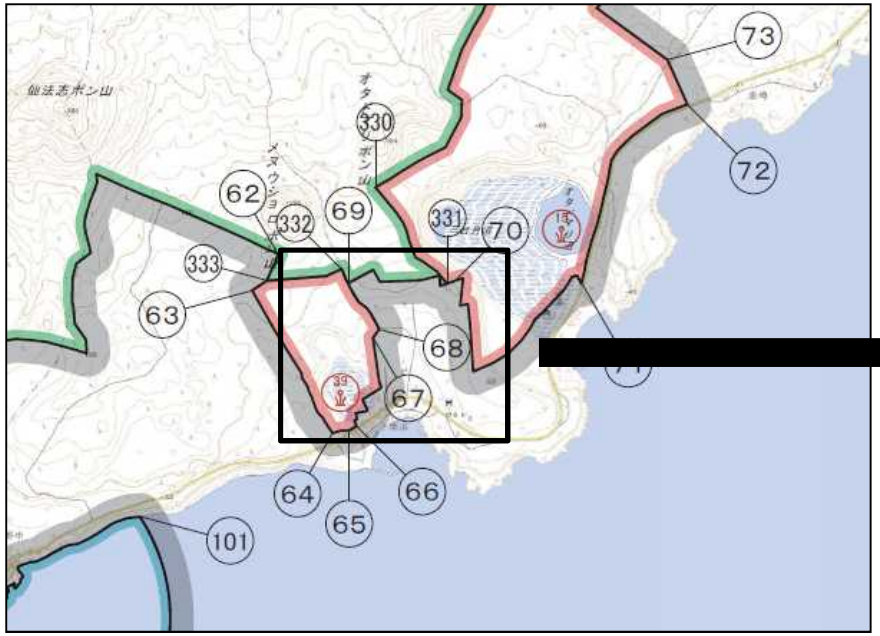

●計画図

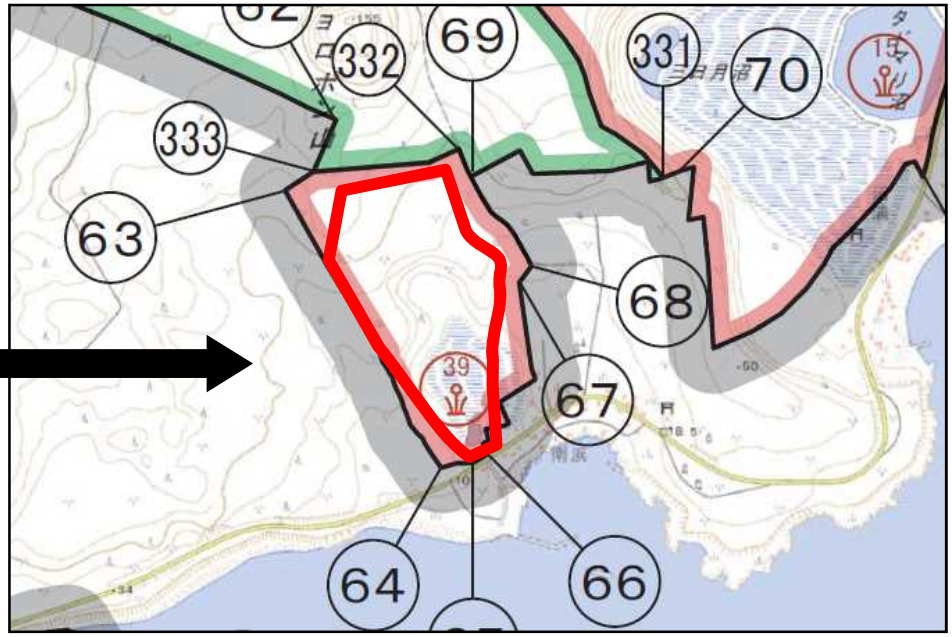

利尻島南東部に位置し、島内最大の高層湿原として学術的な価値が高い湿原である。湿原内には利尻山を映すメヌウショロ沼を含む全長約１ｋｍの木道が整備されており、ツルコケモモやミズバショウ等の植物が観察できる。

事業規模

区域面積：4.0ha

南浜湿原園地決定区域図

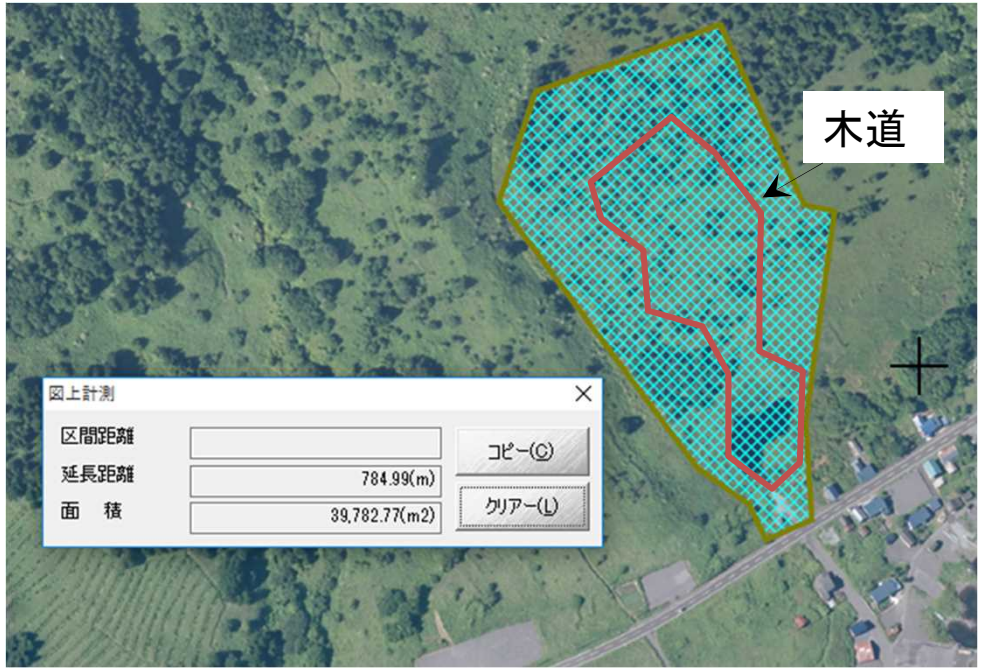

南浜湿原

事業地周辺の主な利用形態は、メヌウショロ沼を含む全長約1kmの遊歩道を散策する観光地として利用されており、付近にはオタドマリ沼や仙法志御崎といった利尻島南部における質の高い自然体験ができる地域があり、多くの観光客が利用している。

既存施設の把握（木道）

園地内にはミズゴケの群生地やアカエゾマツ林など原始性の高い湿原環境が存在するため、これらを観察するためのアクセス歩道となっている既存木道については適切に維持管理できる状況を維持することが望ましい。

遊歩道入り口

木道

自然環境への影響

既存施設を公園事業施設として把握するものであり、周辺環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
沓形岬野営場

決定

区域面積：0.3ha
最大宿泊者数：100人/日
執行者（予定者）：利尻町

第２種特別地域（利尻町有地）

●位置図

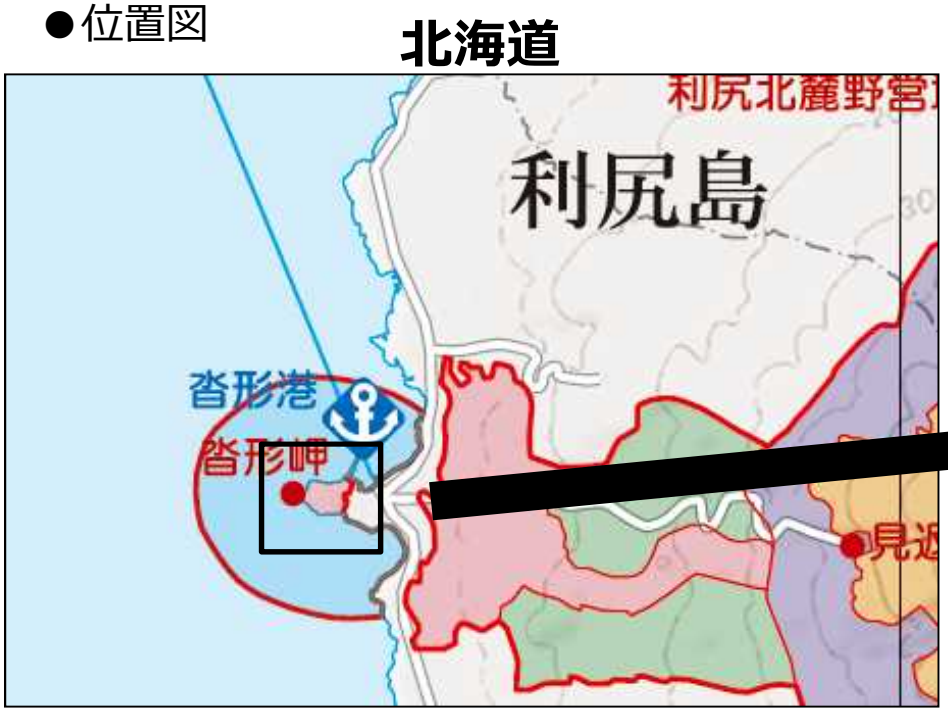

●計画図

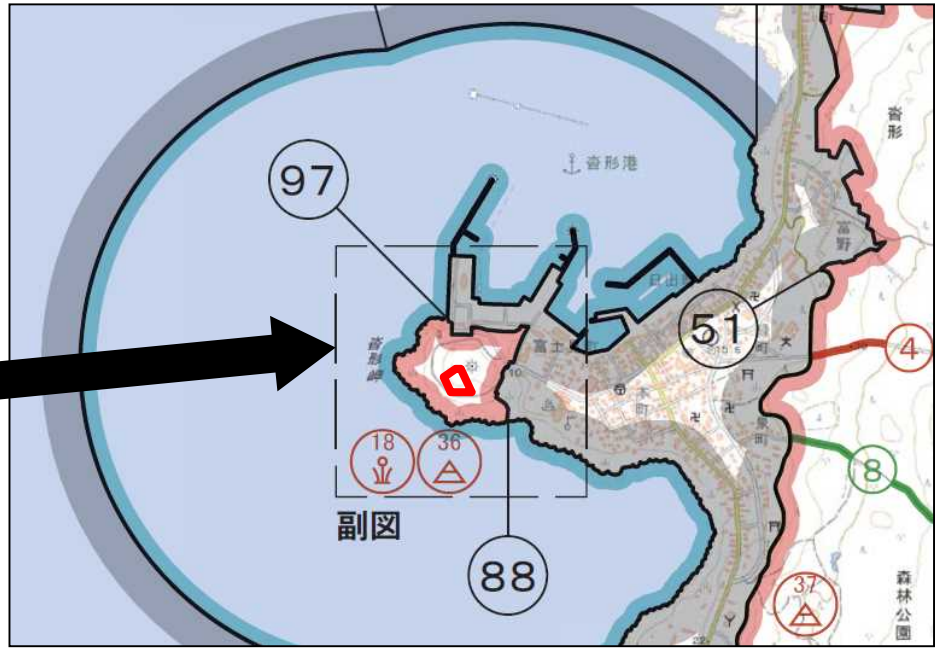

利尻礼文サロベツ国立公園における利尻島西部の沓形岬公園内に位置し、園内には季節によってクロユリ、エゾカンゾウ、チシマフウロ、ハマナスなどの海岸植物の花々を見ることができる。

事業規模　区域面積：0.3ha

最大宿泊者数：100人/日

沓形岬園地決定区域図

沓形岬公園キャンプ場

本事業地がある沓形岬公園内のキャンプ場が自然を身近に感じることができる空間として多くの観光客に利用されており、沓形フェリーターミナル、沓形市街地のすぐ近くに位置しているため、島内観光などにも便利な立地となっている。

既存施設の把握（園地）

既設野営場は利尻町により適切に維持管理されている状況であり、公園事業施設として把握し、公園利用者のための施設として明確に位置付けすることが望ましい。

自然環境への影響

既存の野営場施設を公園事業として把握するものであり、影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
沓形泉野営場

決定

区域面積：0.6ha
最大宿泊者数：200人/日
執行者（予定者）：利尻町

第2種特別地域（利尻町有地）

●位置図

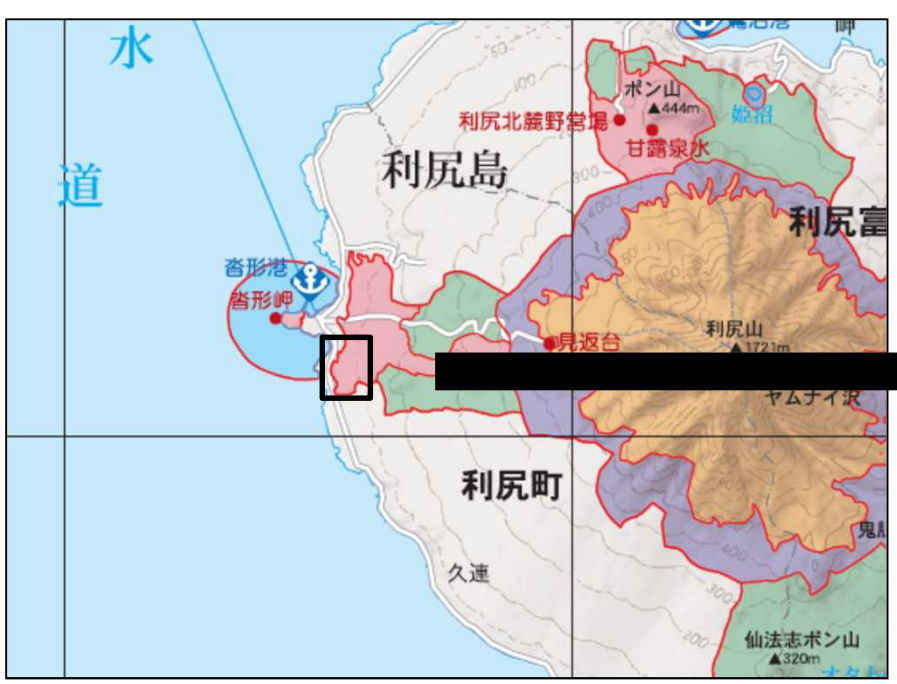

●計画図

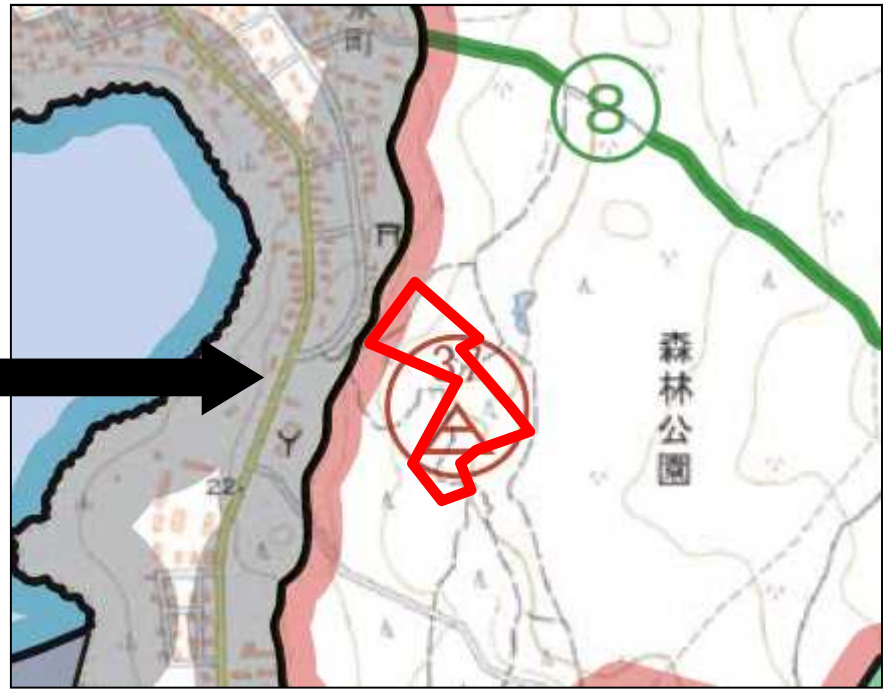

沓形泉野営場は、利尻礼文サロベツ国立公園のシンボルである利尻山の西側に位置し、事業地の周辺はシラカバ等の自然林が生育しており、静かな森林に囲まれた自然の心地よさ感じることができるキャンプサイトとなっている。

沓形泉野営場決定区域図

事業規模　区域面積：0.6ha

最大宿泊者数：200人/日

事業地には既設の野営場が整備されており、キャンプサイトやコテージ、トイレ等が整備されている。利尻山西部の利用拠点である沓形集落からも徒歩圏内であることから、島内観光や利尻山登山の拠点として利用されており、夏期を中心にキャンプ利用者が多く訪れている。

既存施設の把握（テントサイト、バンガロー、トイレ）

既設野営場は利尻町により適切に維持管理されている状況であり、公園事業施設として把握し、公園利用者のための施設として明確に位置付けすることが望ましい。

自然環境への影響

既存の野営場施設を公園事業として把握するものであり、自然環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
香深香深井線道路（車道）

廃止

路線距離：8.3km
有効幅員：5.5m及び3.0~4.0m
執行者：礼文町

第３種特別地域（町所管地）

●位置図

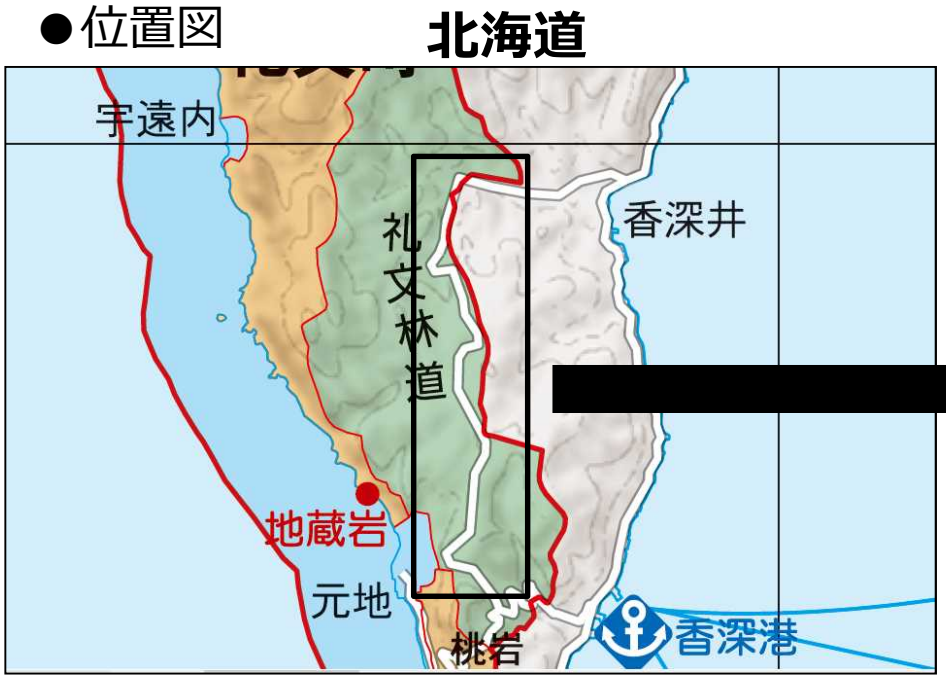

●計画図

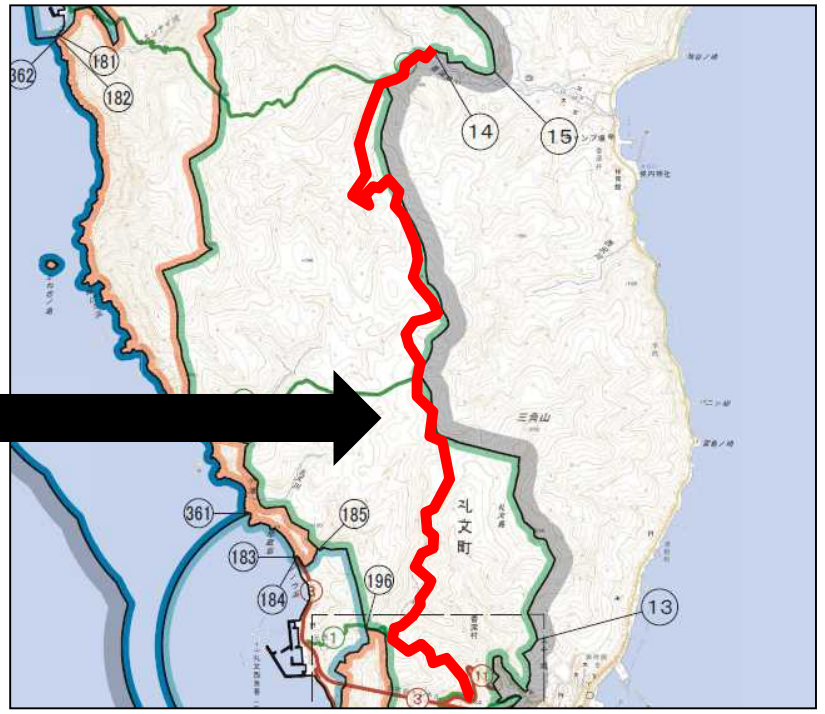

礼文島中部から南部を縦断する車道である。周辺には礼文島の固有種であるレブンウスユキソウの群生地があることから、質の高い自然体験ができる地域である。

廃止理由

当該車道は未舗装で道幅が狭いため一般車両の通行を制限しており、今後一般利用が可能な車道として整備する予定はない。また、本道路は礼文滝コースへのアクセスやレブンウスユキソウ群生地があり通称「礼文林道コース」として、多くの観光客に徒歩利用されているため、公園計画の変更（削除）に伴い事業を廃止する。

香深香深井線道路（車道）

自然環境への影響

本道路は「礼文林道」として礼文町が管理しているため、車道事業を廃止しても自然環境・利用に影響がないよう維持管理される。

利尻礼文サロベツ国立公園
サロベツ原生花園園地

廃止

区域面積：18ha
執行者：環境省

特別保護地区、第１種特別地域

●位置図

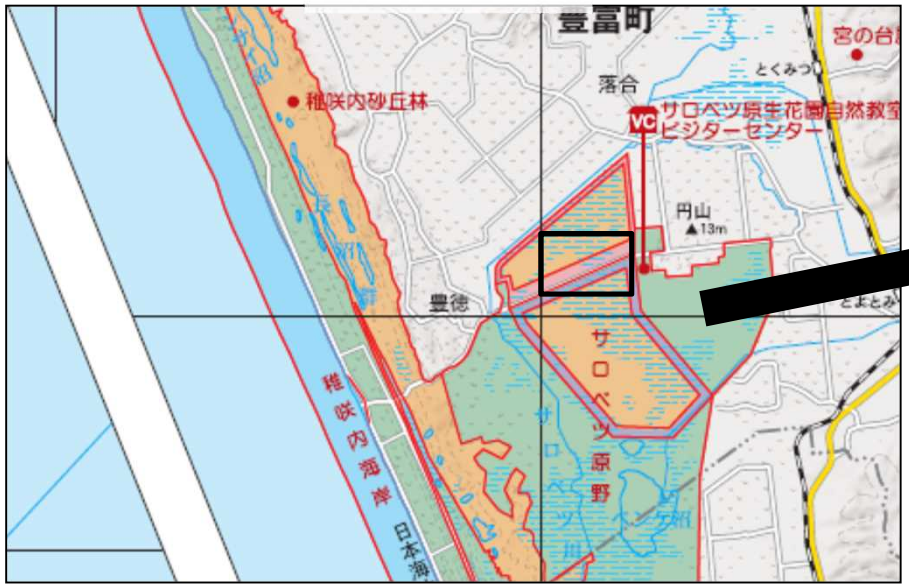

●計画図

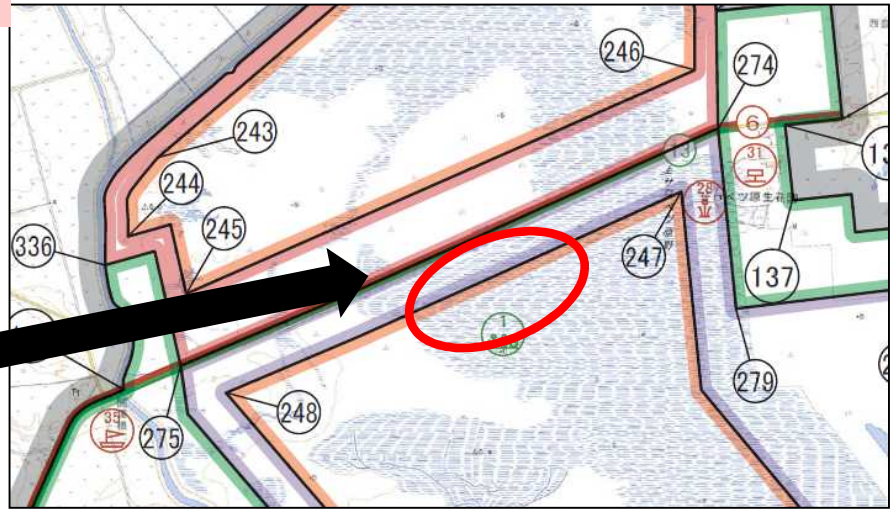

サロベツ原野園地（ビジターセンター跡地）

事業地の周辺は高層湿原を主体とした湿原植生が広がっており、隣接する公園事業道路からは開放的な湿原景観を鑑賞することができる。

既存ビジターセンターは老朽化に伴って東に移転。施設跡は自然再生事業で湿原再生を行っている。

廃止理由

当該事業地には環境省直轄のビジターセンターや湿原探勝木道が設置されていたが、老朽化に伴う建替でビジターセンターを東側約1.5kmに移転し、当該ビジターセンターを2011年に撤去した。自然再生事業の一環で当該地周辺の湿原環境を再生するため、建築物基礎や駐車場を撤去して湿原環境を再生しているため、現状では一般利用者が利用できる施設は存在しない。

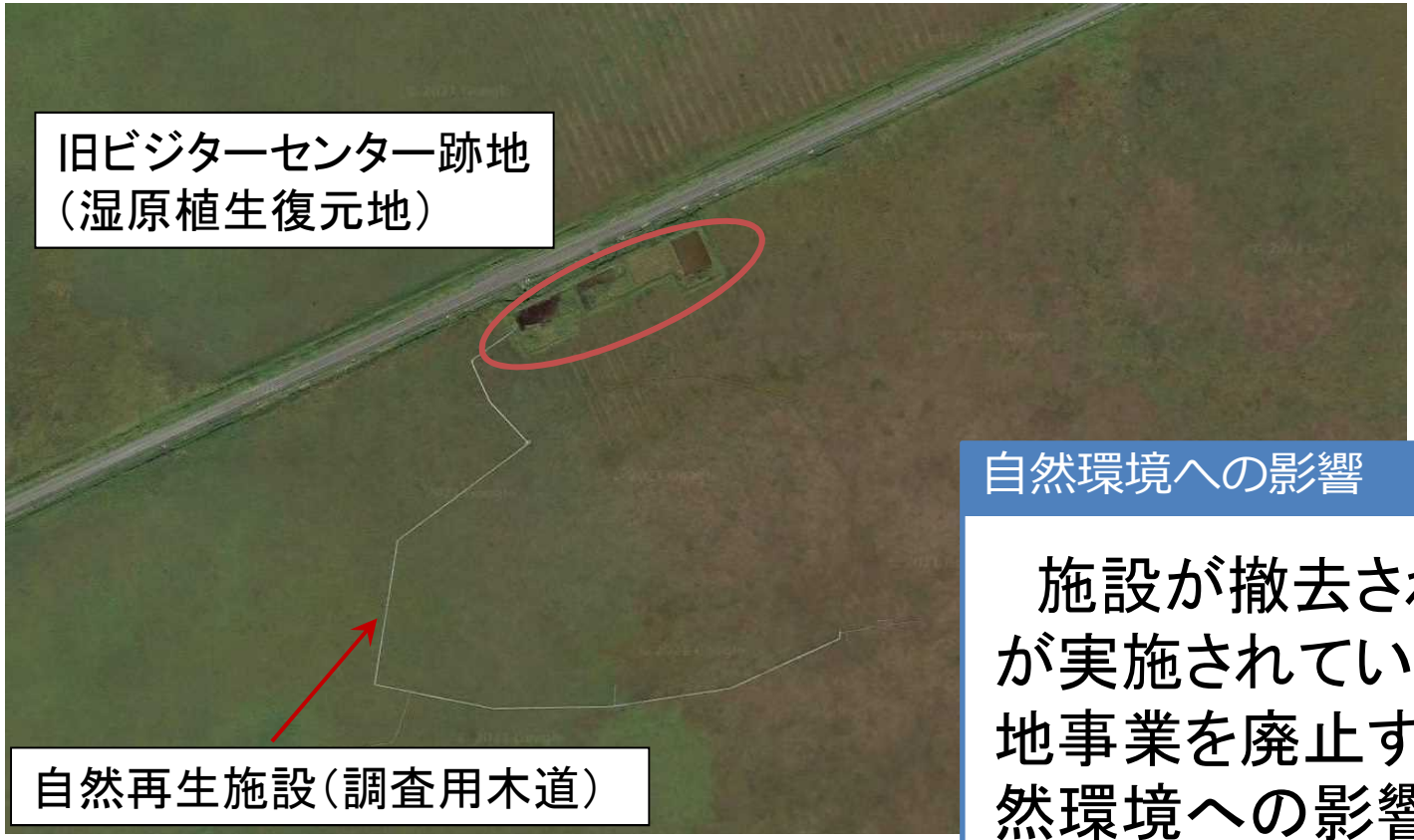

自然環境への影響

施設が撤去されて自然再生事業が実施されている地域について園地事業を廃止するものであり、自然環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
香深元地線道路

変更

執行区間（延長）の変更
執行者（予定者）：北海道

特別保護地区、第３種特別地域、普通地域
（北海道、礼文町、林野庁所有地）

●位置図

●計画図

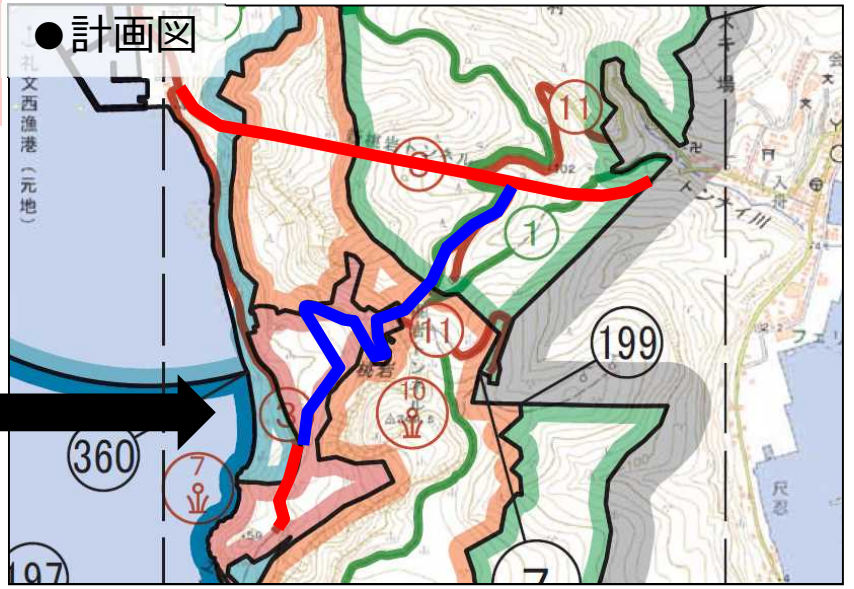

当該道路は、礼文島東部の香深より西部の元地海岸に横断する道道で、北海道が事業執行しており、公園利用上の幹線道路であると共に生活道路でもある。

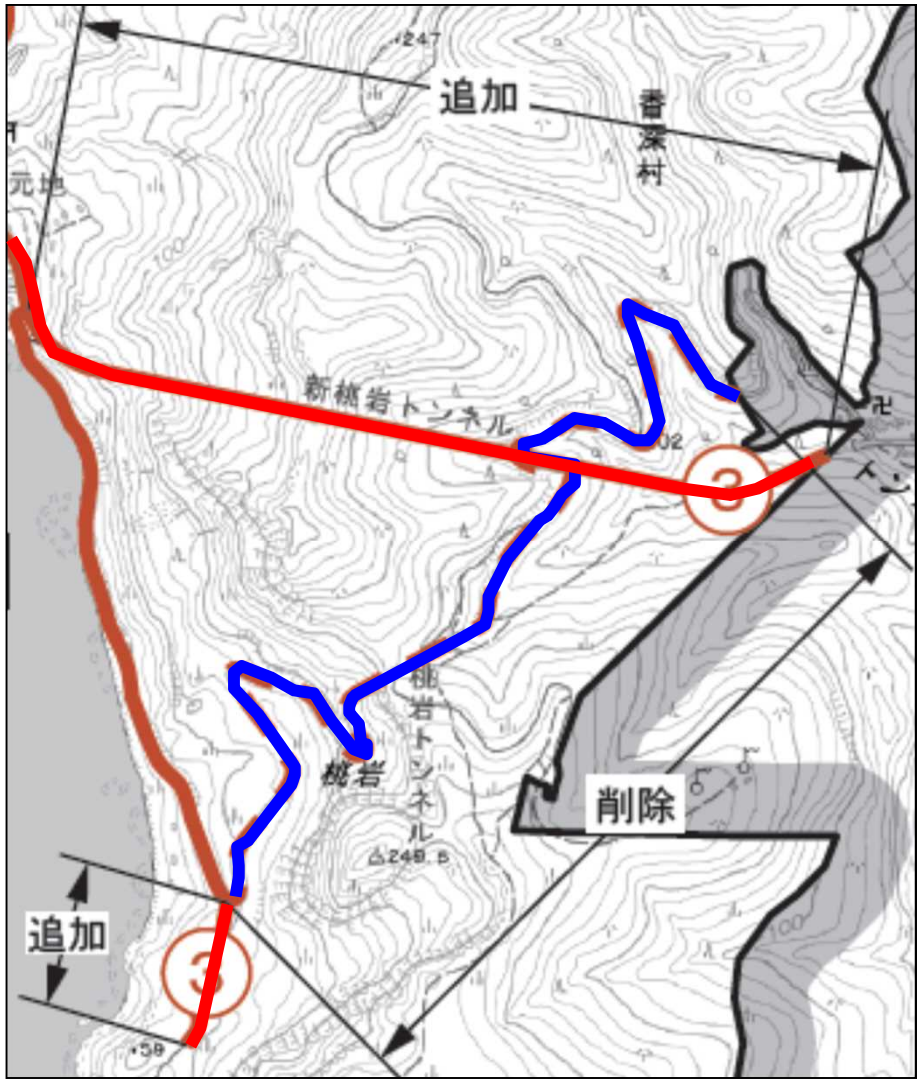

事業規模

路線距離：　4.1km　→　3.4km

有効幅員：　4.0m～5.5m

路線の追加・削除

新桃岩トンネルを新規路線として、旧桃岩トンネル部分を削除する。

公園計画の変更に伴う事業変更。

利尻礼文サロベツ国立公園　10.香深元地線道路【変更】

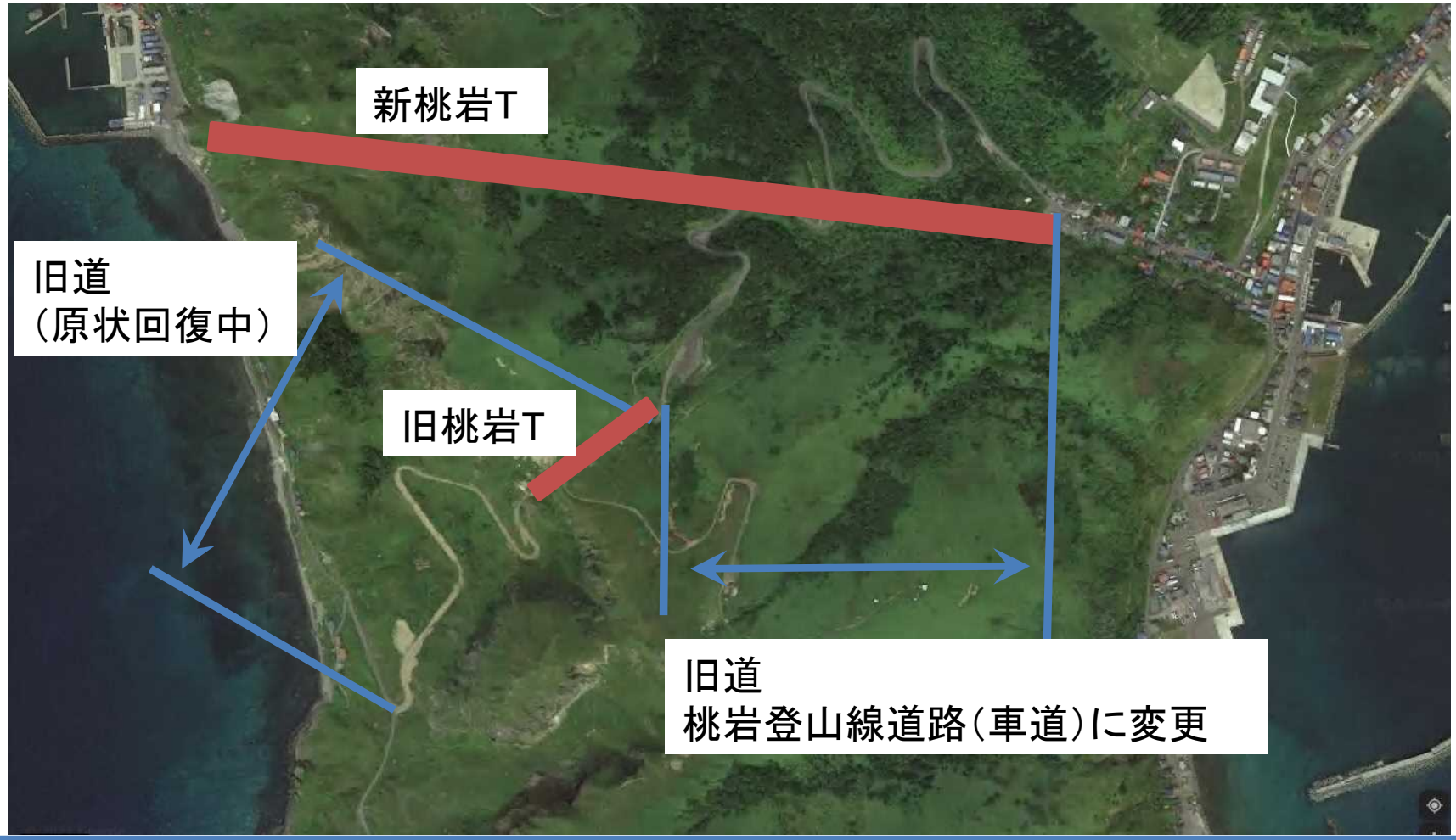

自然環境への影響

公園計画の変更に伴って既存施設を公園事業施設として把握するものであり、廃止区間については旧事業執行者が道路の撤去や緑化等の原状回復措置を講じていることから、環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園 礼文島縦断線道路(歩道)

変更

路線距離：26 km→32km

執行者（予定）
：環境省、北海道、礼文町

特別保護地区、第1種特別地域、第３種特別地域
（環境省、林野庁、国有未開地、北海道、礼文町、私有地）

●位置図

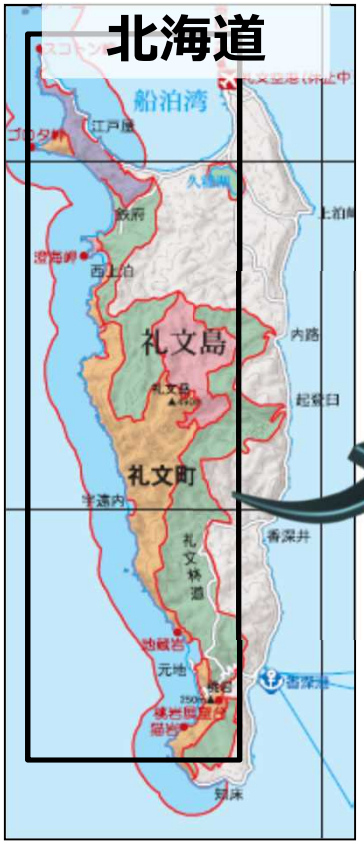

●計画図

礼文島縦断線道路概観

礼文島は北海道北西部にある標高490mの礼文岳を最高峰とする丘陵性地形の離島である。当該事業地は礼文島を南北に縦断するルートであり、奇岩・巨岩が続く特異な景観や、レブンキンバイソウ、エゾノハクサンイチゲ等の高山植物群落を探勝することが出来る。

11.礼文島縦断線道路【変更】

変更概要　1／3

追加
削除

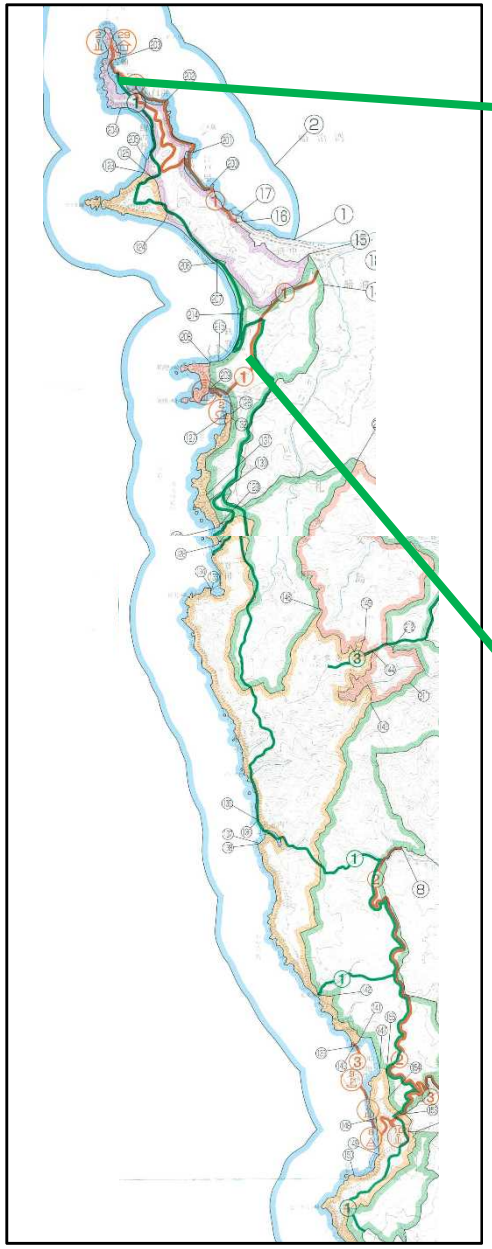

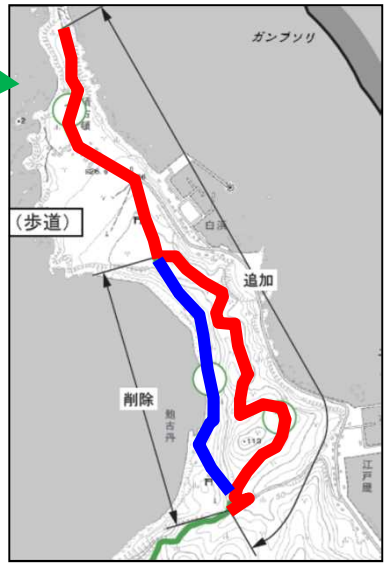

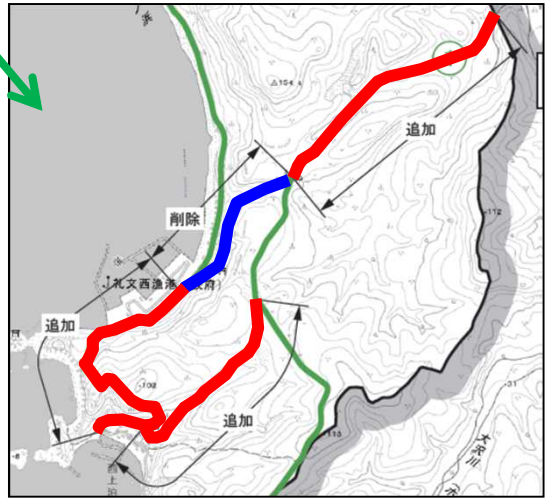

事業規模（全線）

路線距離：　26km　→　32km

群生地から礼文西漁港（削除）

群生地からスカイ岬へ（追加）

現状の歩道の整備状況に鑑みて計画路線を適正化するものである。廃止する区間は原状で歩道の整備がされていない区間であり、廃止に伴う利用上の支障は想定されない。

変更概要　2／3

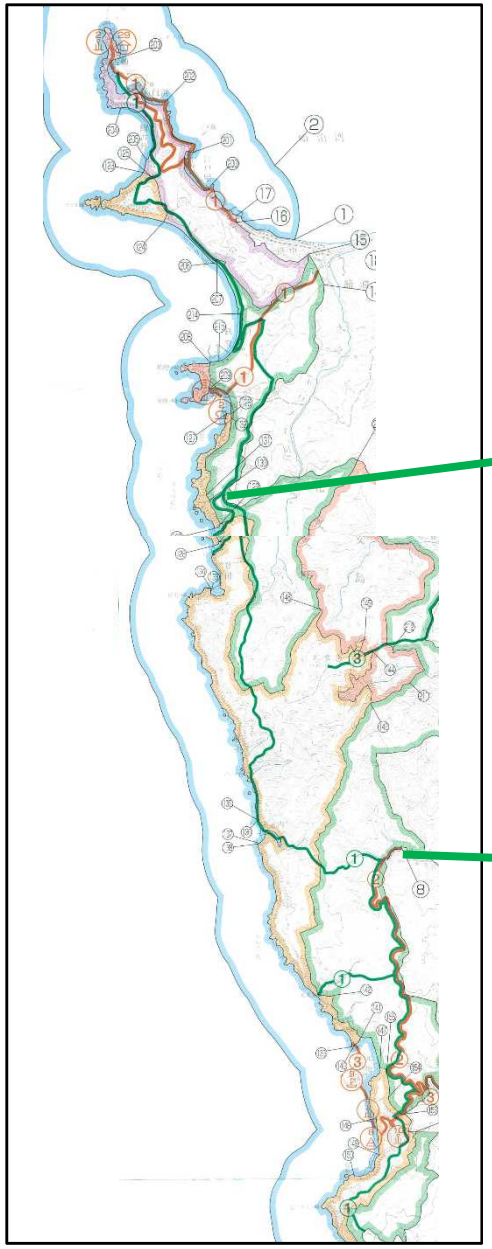

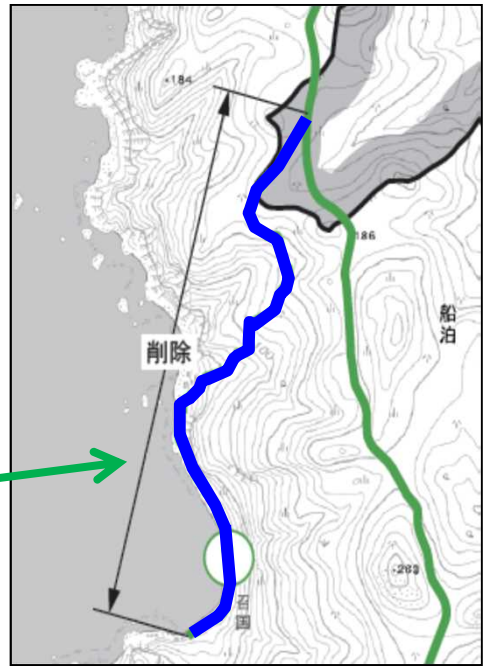

追加
削除

召区（削除）

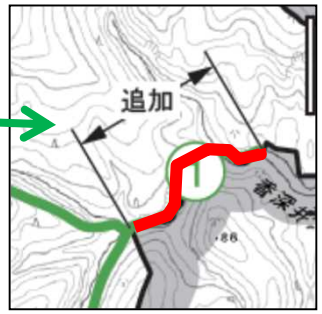

香深井（追加）

現状の歩道の整備状況に鑑みて計画路線を適正化するものである。廃止する区間は原状で歩道の整備がされていない区間であり、廃止に伴う利用上の支障は想定されない。

変更概要　3／3

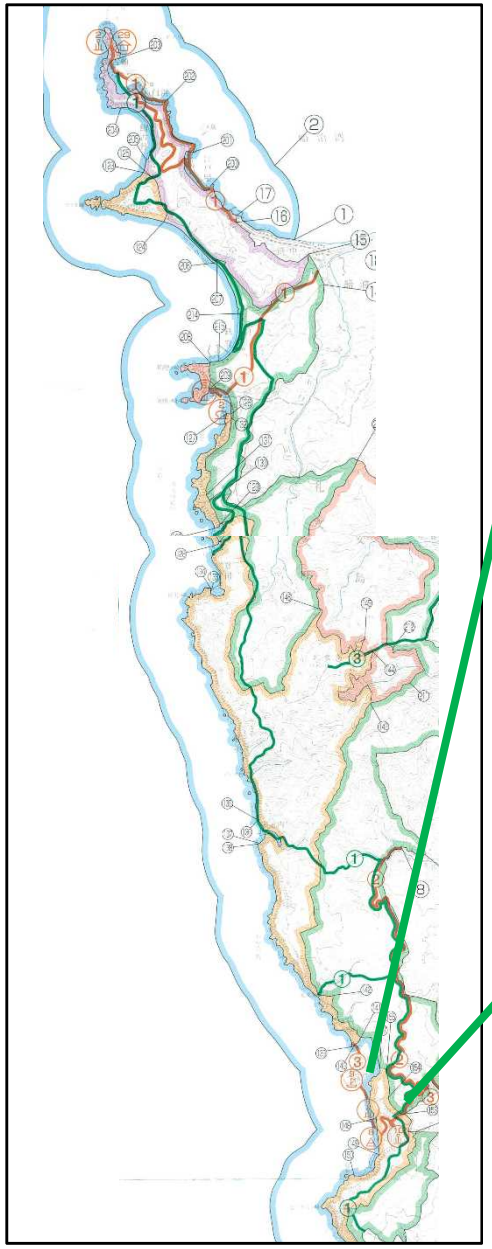

追加
削除

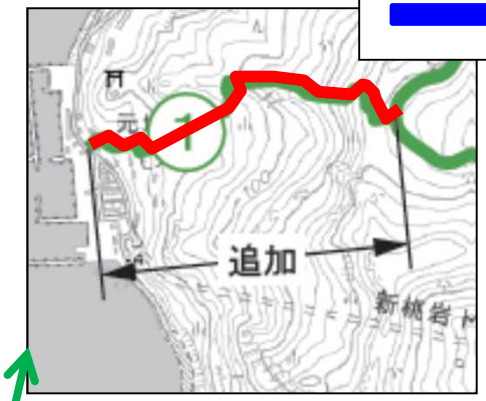

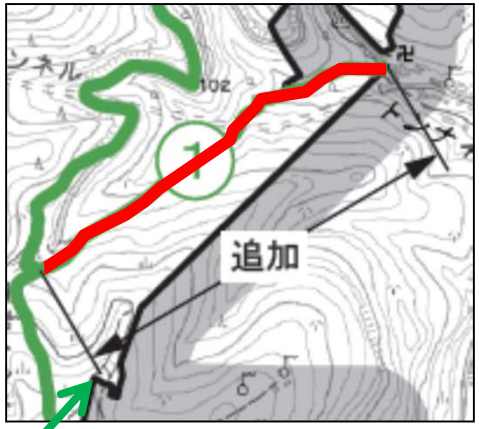

元地（追加）

桃岩（追加）

現状の歩道の整備状況に鑑みて計画路線を適正化するものである。礼文林道から元地間は、礼文町が新路線を開設する予定である。

礼文林道から元地間は、礼文町が新路線を開設する予定である。
9割は既存歩道であり、残りの1割はササ原に歩道を新規開設する。

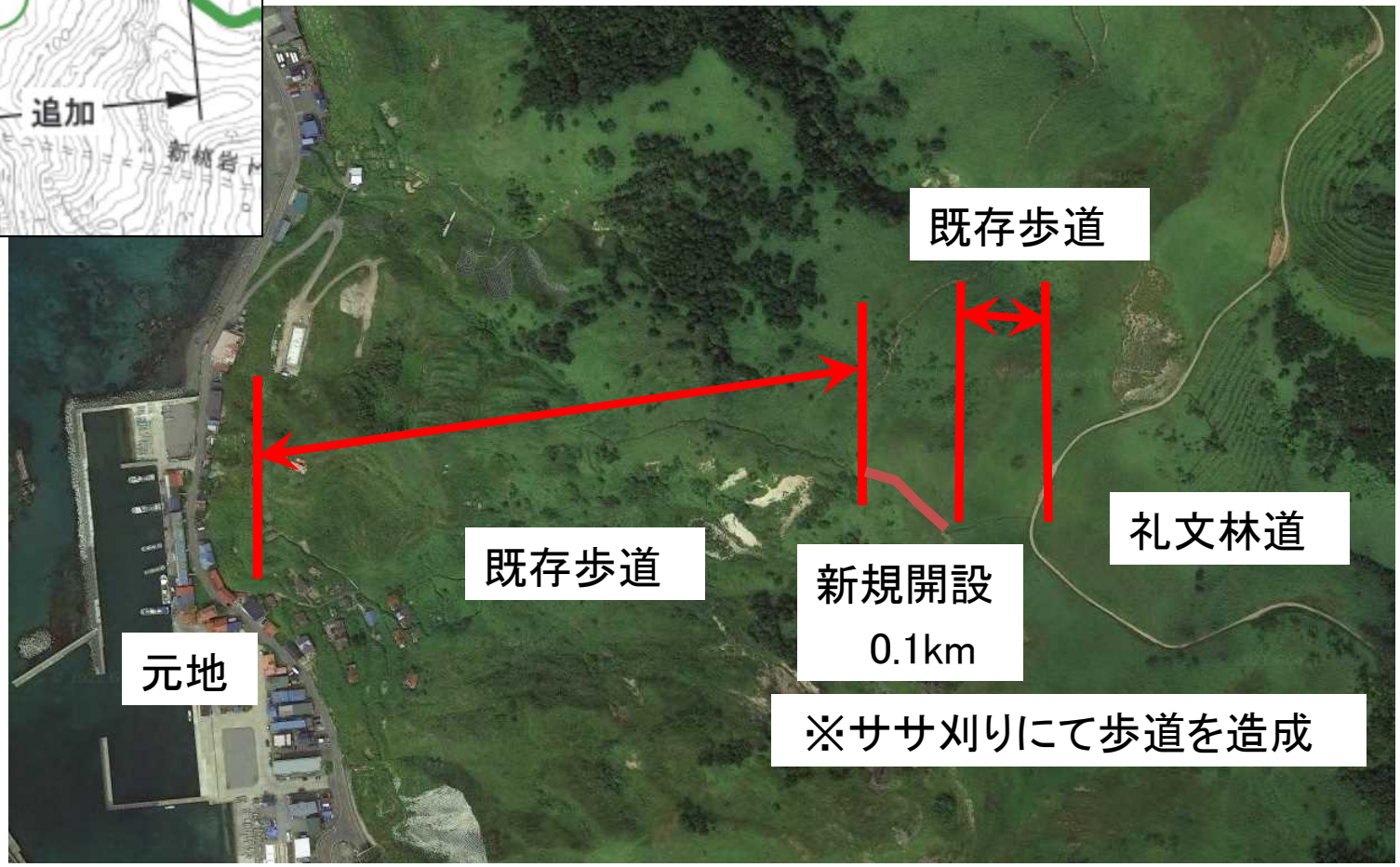

自然環境への影響

現状の歩道の整備状況に鑑みて計画路線を適正化するものであり、環境への影響は想定されない。

廃止する区間は原状で歩道の整備がされていない区間であり、廃止に伴う利用上の支障は想定されない。

礼文林道から元地間の新路線については、大部分は既存歩道を把握するものであり、新規開設区間は重要な植生が分布しないササ群落の中を通るルートとしており、当該歩道の開設が礼文島の景観要素に与える影響は軽微である。

利尻礼文サロベツ国立公園
久種湖周廻線道路（歩道）

変更

執行区間（延長）の変更

執行者（予定者）：礼文町

特別保護地区、第３種特別地域
（北海道、礼文町、私有地）

●位置図

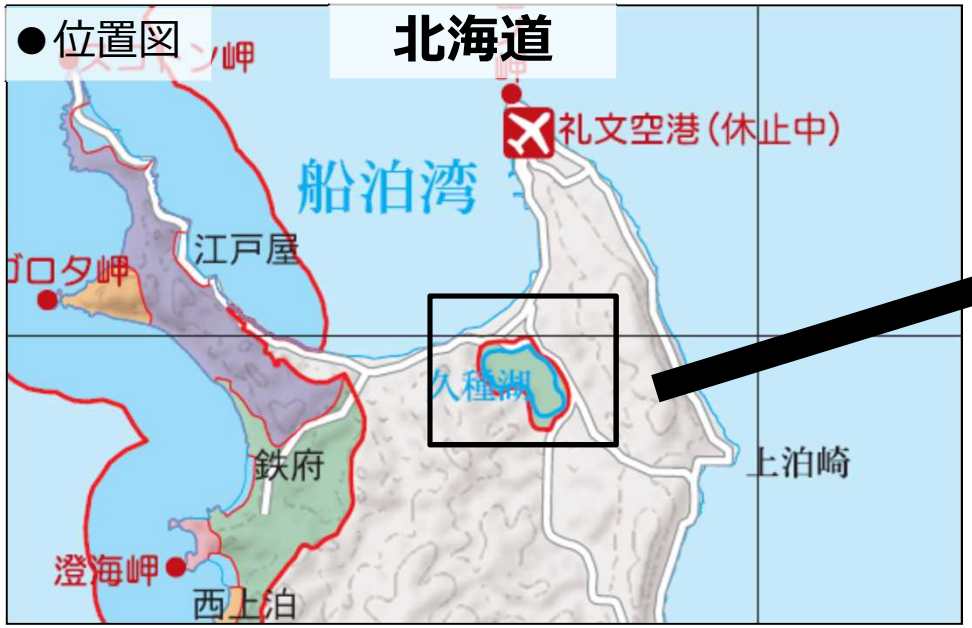

●計画図

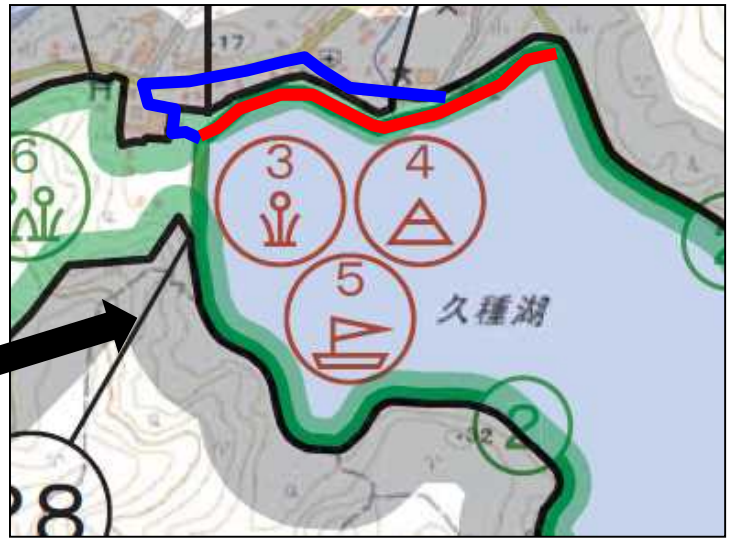

久種湖は砂丘によって海から隔てられた60haほどの湖沼で、南岸に湿原があり、木道が設置されている。春は群生するミズバショウ、初夏にはクロユリを観察することができる。

事業規模

路線距離：　2.0km　→　2.0km

（削除分と追加分が同じため変わらず）

歩道線形の変更

久種湖北岸の住宅地等を公園区域から除外することから一部歩道線形を変更するもの。

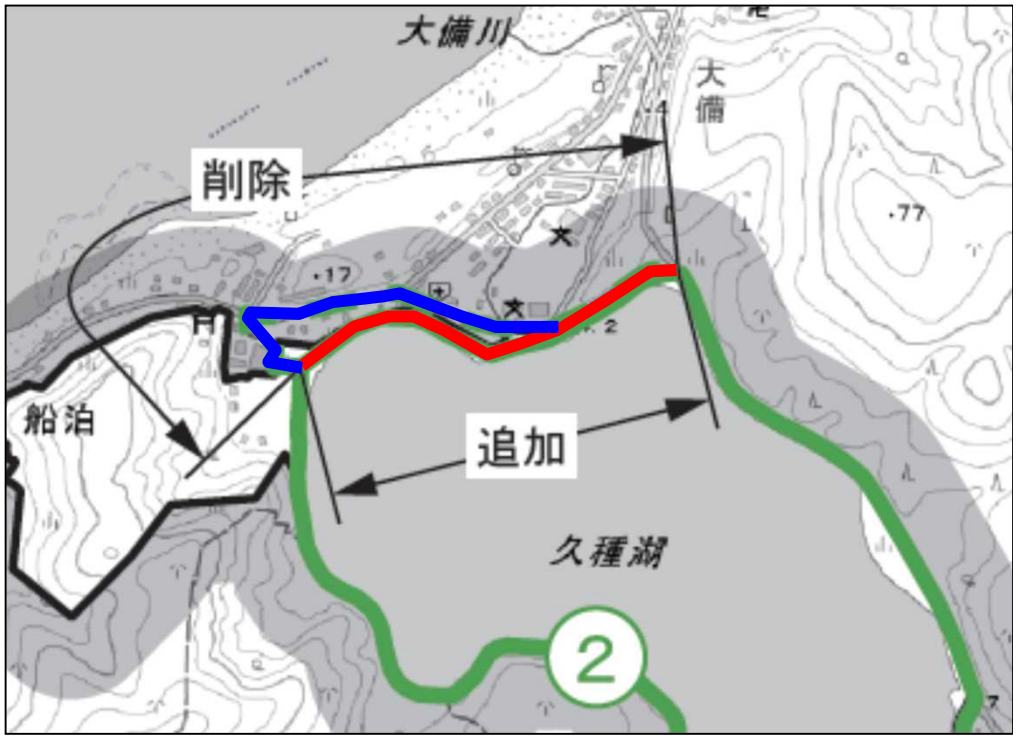

自然環境への影響

既存施設を公園事業として把握するものであり、自然環境に与える影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園 沓形登山線道路（歩道）

変更

執行区間（延長）の変更

執行者（予定者）：環境省

特別保護地区、第１種特別地域、
第２種特別地域　(林野庁所有地)

●位置図

●計画図

標高1,721mの利尻山に向かう登山道で、事業変更後は、鴛泊ルートと合流する9合目上までとなる。

標高約1000m以上には高山植物群落が見られ、固有種であるリシリヒナゲシやリシリノマックレイセアカオサムシなどの生息地となっている。

事業規模

路線距離：　9.0km　→　8.7km

重複区の削除

事業決定区間の重複を解消するもの。

自然環境への影響

９合目から山頂までの区間は利用者の多い鴛泊登山線歩道と重複しているため、当該重複区を削除するものであり、新たな施設整備は行わないため、環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
鴛泊登山線道路(歩道)

変更

執行区間の変更

執行者（予定者）
：利尻富士町

特別保護地区、第1種特別地域、
第２種特別地域
（環境省、北海道、利尻富士町所有地）

●位置図

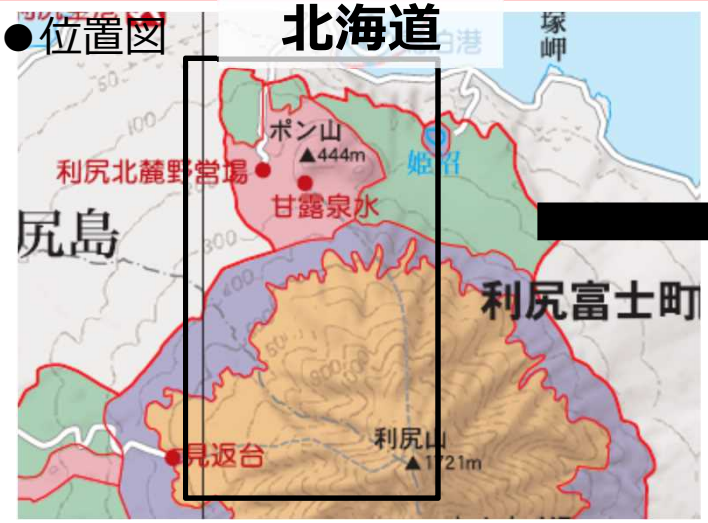

●計画図

鴛泊登山線道路

事業対象地は、利尻山山頂へ向かう登山道の一つである。年間登山者は８千人程度だが９割の登山者は鴛泊ルートを使用しているため、一定量の利用者数が見られるルートである。

事業規模

路線距離：　5.0km　→　7.0km

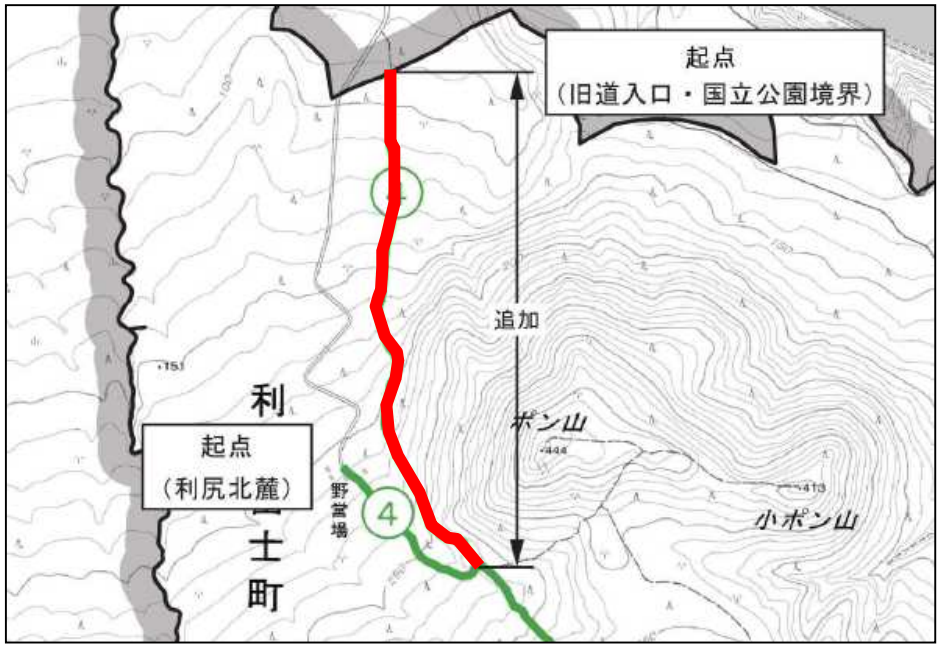

鴛泊市街地から鴛泊登山口までの旧登山道について、利用があることから計画を追加するもの。

自然環境への影響

既存施設を公園事業として把握するものであり、新たな施設整備は行わないため、環境への影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園
桃台猫台園地

変更

公園事業名称の変更のみ

執行者（予定者）：礼文町

普通地域（礼文町有地）

●位置図

●計画図

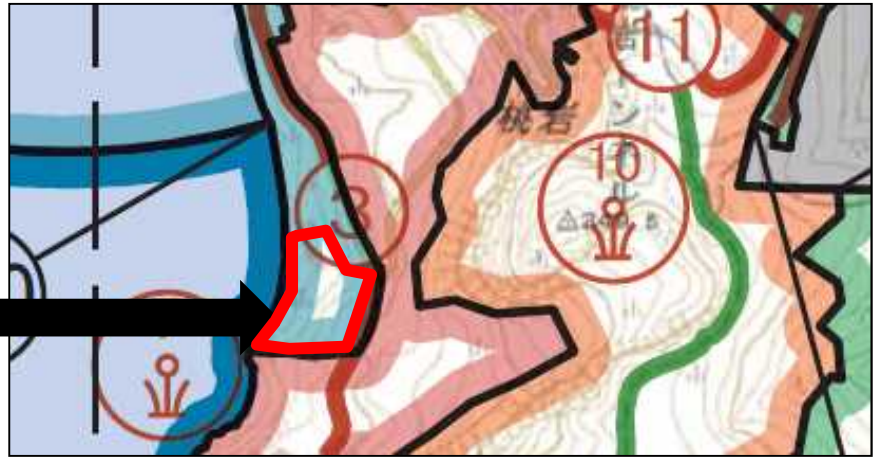

桃台猫台園地周辺

当該事業値は礼文島の南西部に位置し、発達した海食崖に囲まれた海岸上に展望台があり、優れた海岸景観が見られる。現行の施設名称と施設所在地の整合が不十分であることから適正化を図るものであり、新たな施設整備は行わない。

区域面積：3.9ha（変更なし）

執行者（予定者）：礼文町

名称の変更

既存の園地の事業名称を所在地名に合わせるために変更するもの。

自然環境への影響

既存の園地の事業名称を所在地名に合わせるために変更するものであり、本件事業変更が周辺環境に与える影響は想定されない。

利尻礼文サロベツ国立公園 変更
下サロベツ原野博物展示施設

公園事業名称の変更のみ

執行者：環境省

第1種特別地域（環境省所管地）

●位置図

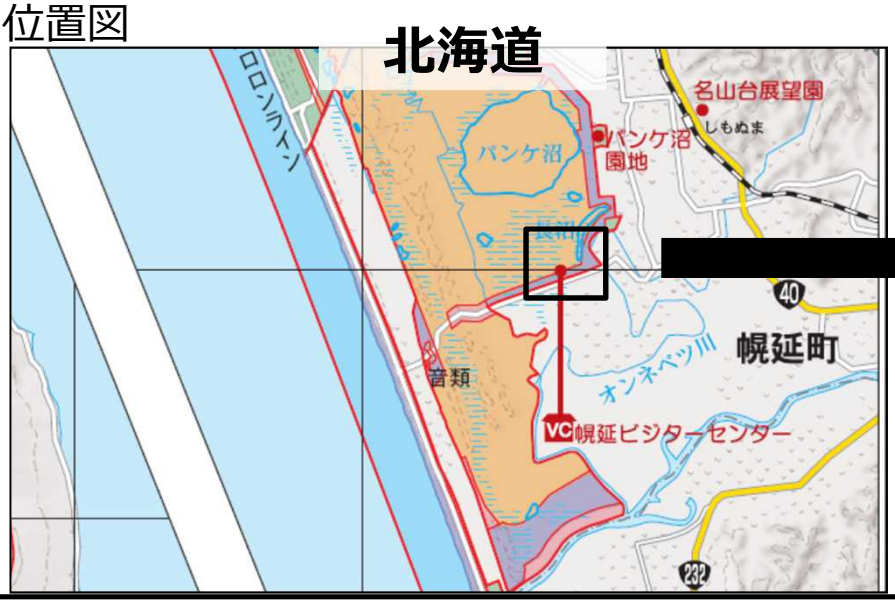

●計画図

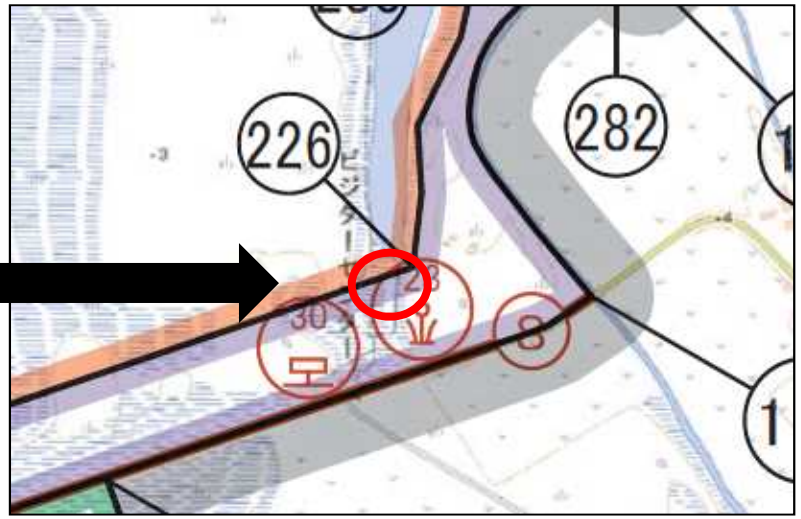

下サロベツ原野博物展示施設

我が国最大の高層湿原面積を持つ利尻礼文サロベツ国立公園の南側に位置し、周辺はパンケ沼を初めとする湖沼や高層湿原を主体とする湿地となっている。春秋の渡りの季節にはガンカモ類を初めとする多くの渡り鳥が観察できるほか、周辺には湿原植生が広がり、ゼンテイカやヒメシャクナゲ等の観察等、質の高い自然体験ができる地域である。

区域面積：0.3ha（変更なし）

執行者（予定者）：環境省

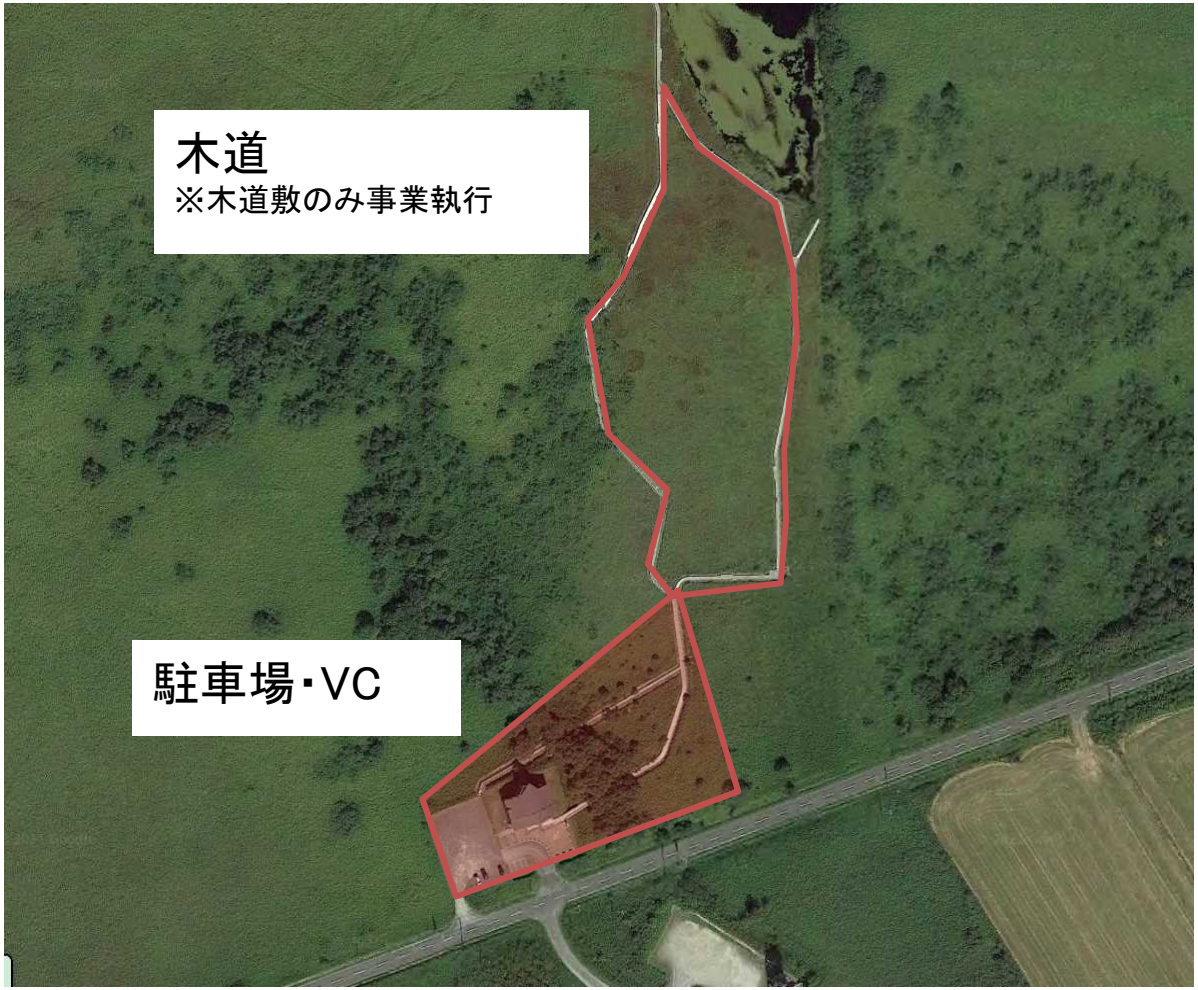

名称の変更

既存の博物展示施設の事業名称を所在地名に合わせるために変更するもの。

自然環境への影響

既存の博物展示施設の事業名称を所在地名に合わせるために変更するものであり、新たな施設整備は行わないため、周辺環境に与える影響は想定されない。

阿寒摩周国立公園
屈斜路湖周回線道路（歩道）

変更

路線距離：
5.3km→13.9km

事業執行予定者：弟子屈町

第１種特別地域、第2種特別地域、普通地域（公有地（北海道、弟子屈町））

●位置図

●公園計画図

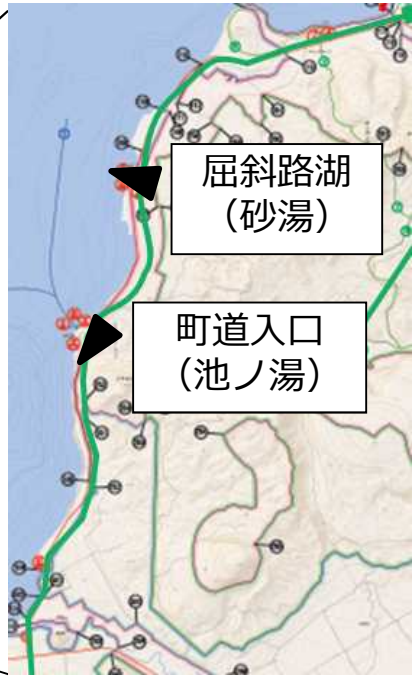

・阿寒摩周国立公園を代表する景観である屈斜路湖を一周するとともに、和琴半島へ到達する路線

・阿寒摩周国立公園トレイルネットワーク構想に位置づけられており、「摩周・屈斜路トレイル」の一部として自然散策やマウンテンバイク等の利用がある。

屈斜路湖周回線道路（歩道）決定区域図

路線距離：5.3km→13.9km

事業執行予定者：弟子屈町

変更前（現行区域）

変更後

削除
整備実態が無く、整備の見込みも立っていないため

追加
既存の歩道

○平成10年に事業決定されたものの整備実態が無く、かつ今後の整備の見込みが立っていない、川湯温泉からトコタンカレナイ川までを決定区間から削除
○新たに字サワンチサップから字屈斜路・屈斜路摩周線道路（車道）終点までの一部（13.9km）を決定

屈斜路湖周回線道路（歩道）決定区域図

事業規模

路線距離：13.9km

○阿寒摩周国立公園トレイルネットワーク構想に位置づけられた、公園利用上重要な路線であるため、既存の路線や看板、今後整備される施設を包括的に把握し、適切に管理する必要がある。

既存施設の把握（歩道、看板）

事業執行予定者：弟子屈町

- 屈斜路湖沿いに位置する道道52号の歩道（起点～池ノ湯間並びに屈斜路コタン～終点間）及び町道（池ノ湯～屈斜路コタン間）
- 町道沿いには弟子屈町により、「摩周・屈斜路トレイル」の標識が設置されている。
- 他に既存の施設は無い。今後、利用状況などを鑑みて必要に応じて整備。

自然環境への影響

・道中には針広混交林及び植林地が広がり、エゾシカやエゾリス等の哺乳類や森林性鳥類が生息。日本最大のカルデラ湖である屈斜路湖やその沿岸の砂湯、和琴半島等の景勝地が点在。

・今後、新たな施設整備を行う際には、周囲の自然環境に与える影響が最小限となるよう、屈斜路湖の風致や動植物の生息環境への影響を極力抑えつつ、適切な公園利用が推進されるよう指導する。

尾瀬国立公園
富士見峠富士見下線道路（歩道）

決定

路線距離：７km

執行者（予定者）：片品村

第１種・第２種特別地域（東京電力リニューアブルパワー株式会社 社有地）

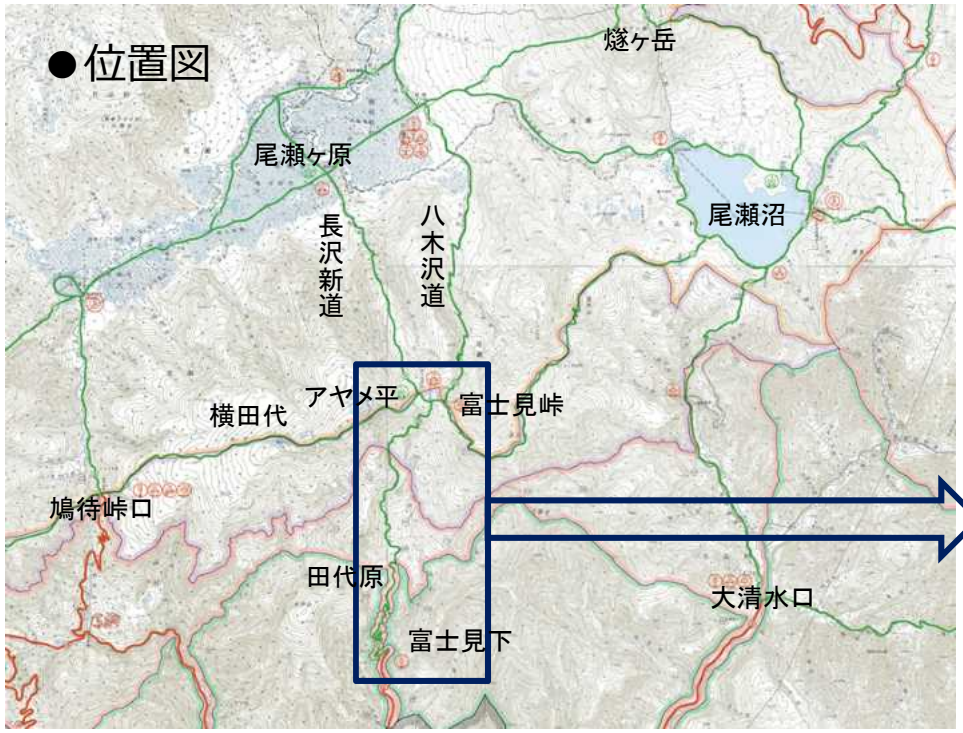

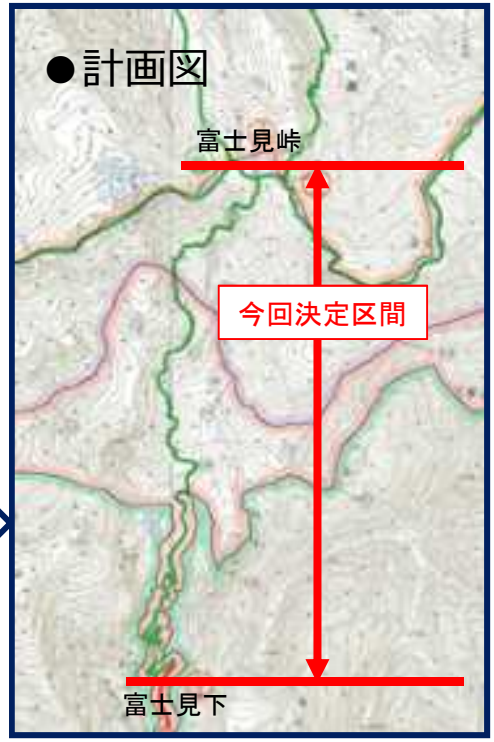

○群馬県富士見下から富士見峠に至る登山ルート

○主にアヤメ平での自然探勝のほか、長沢新道や八木沢道を経由した尾瀬ヶ原への登山道としても利用されている

登山道の適切な管理

事業規模　路線距離：７km

事業主体：片品村

路面の洗掘や法面の崩壊への継続的な対策と、国立公園内における利用分散及び周遊利用促進のため、片品村が新規に事業執行し、登山道修繕等の適切な登山道管理を行う。

路面の洗掘

法面の崩壊

倒木

落石

<u>自然環境への影響</u>

○既存施設の把握のため、自然環境への影響はない。

上信越高原国立公園
米子小根子岳線道路（歩道）決定

路線距離：5.5km

執行者（予定者）：須坂市

第2種特別地域、普通地域（国有林、民有地）

●位置図

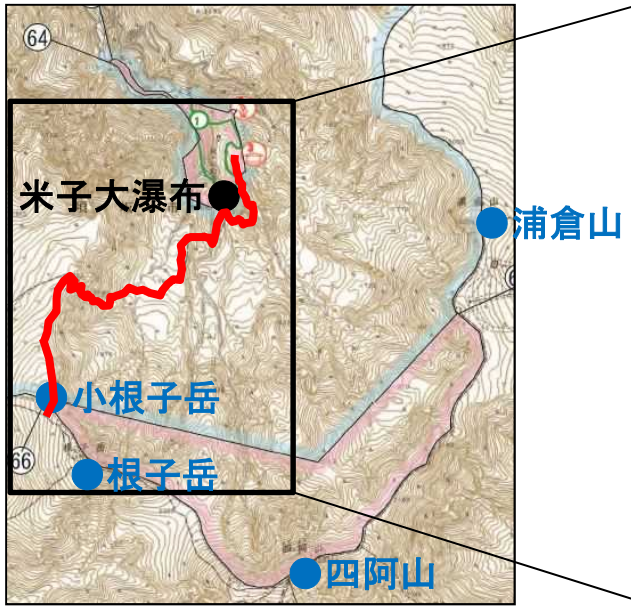

●公園計画図

起点付近から米子大瀑布を望む。

○本事業地は、標高約1,450mの起点から標高約2,110mの終点まで、標高差が約660mある。小根子岳は、事業地の南にある四阿山カルデラの外輪山の稜線上にあり、歩道はカルデラの内側斜面と外輪山の稜線上に位置している。

○「日本の滝100選」の米子大瀑布と「花の百名山」の根子岳を結ぶ歩道である。

○主な利用形態は登山である。米子大瀑布、浦倉山、四阿山、根子岳を周遊するルートの一部として利用される。また、トレイルランニング大会のコースとしても利用される。

米子小根子岳線道路（歩道）決定位置図

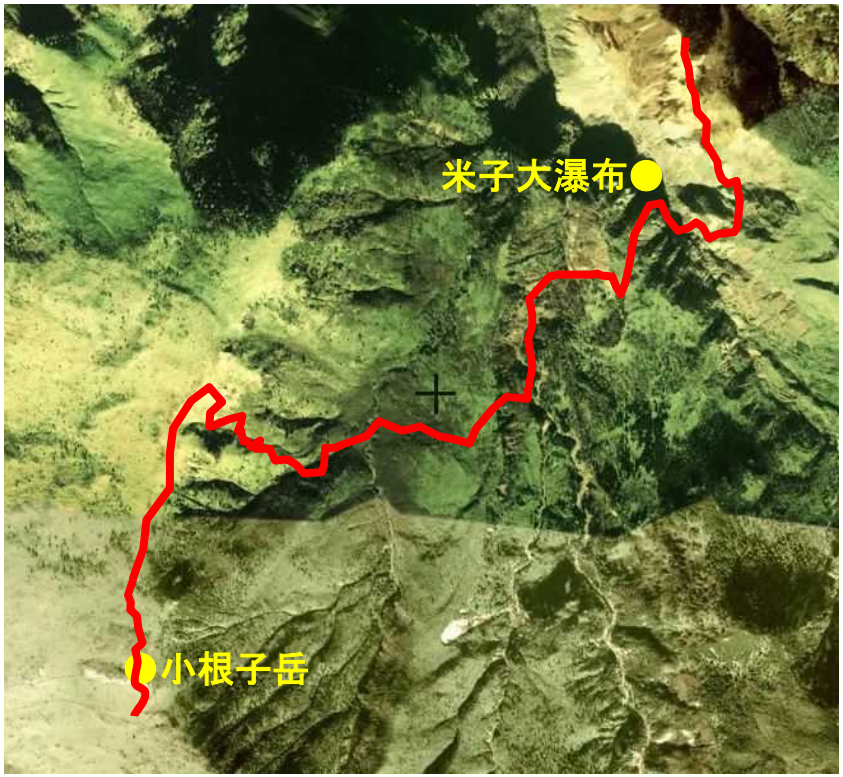

事業規模

路線距離：5.5km

斜面下部の植生は落葉樹林

斜面上部の植生は主にササ草地

- 公園計画に道路（歩道）を追加するのに合わせ、その計画されている区域を事業決定するもの。
- 既存施設を把握するもの。
- 新たな施設の整備予定は当面ない。

既存施設の把握

執行予定者：須坂市

●既存の施設を把握するもの。新たな施設の整備予定は当面ない。

終点付近から小根子岳を望む

単管パイプによる橋

登山道の右側に補助用の鎖

自然環境への影響

既存の登山道を把握するもので新たな整備の予定はない。また、管理者により適切な維持管理が図られる予定。
以上の事から、周囲の自然環境へ与える影響は最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園
米子浦倉山線道路（歩道）

決定

路線距離：4.0km

執行者（予定者）：須坂市

普通地域（国有林）

●位置図

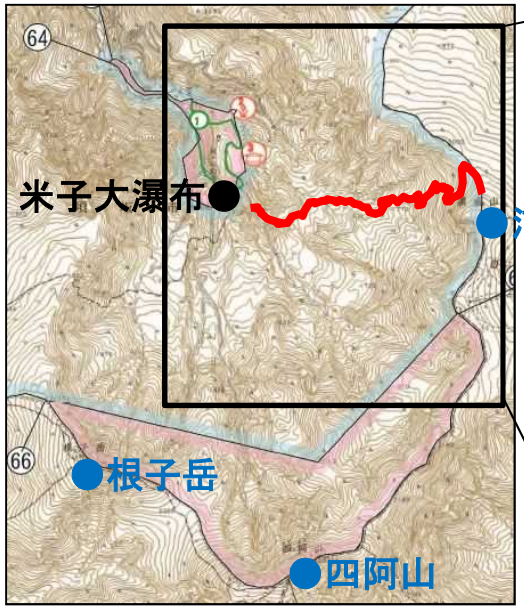

●公園計画図

起点付近を望む

○本事業地は、標高約1,470mの起点から標高約2,020mの終点まで、標高差が約550mある。浦倉山は、事業地の南にある四阿山カルデラの外輪山の1つで、歩道はカルデラの内側斜面に位置している。

○日本の滝100選の米子大瀑布と長野・群馬県境の浦倉山を結ぶ歩道である。

○主な利用形態は登山である。米子大瀑布、浦倉山、四阿山、根子岳を周遊するルートの一部として利用される。

事業規模

路線距離：4.0km

米子浦倉山線道路（歩道）決定位置図

谷沿いを通る区間

ササ草地とシラカバ林

- 公園計画に道路（歩道）を追加するのに合わせ、その計画されている区域を事業決定するもの。
- 既存施設を把握するもの。
- 新たな施設の整備予定は当面ない。

既存施設の把握

執行予定者：須坂市

●既存の施設を把握するもの。新たな施設の整備予定は当面ない。

終点付近を望む。写真奥の稜線付近では針葉樹が目立つ。標高の低い斜面は落葉樹林やササ草地などがみられる。

自然環境への影響

既存の登山道を把握するもので新たな整備の予定はない。また、管理者により適切な維持管理が図られる予定。
以上の事から、周囲の自然環境へ与える影響は最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園
六里ヶ原野営場

決定

区域面積：2.0ha
最大宿泊者数：200人/日
執行者（予定者）：民間

第２種特別地域（民有地）

●位置図

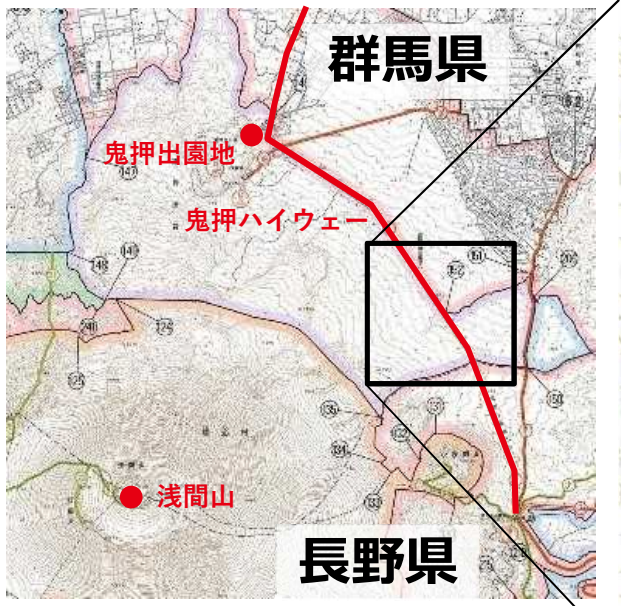

●公園計画図（諮問中）

●事業地全景

野営場予定地

○本事業地は浅間山の北麓、標高約1,400mの溶岩台地上にあり、鬼押ハイウェー利用者の休憩所、浅間山の眺望地点として利用されている。

○事業地周辺では溶岩地形と高山植物の観賞、登山、牧場地のレンゲツツジの鑑賞など、アウトドア利用の需要が増加している。

六里ヶ原野営場決定区域図

事業規模

区域面積：2.0ha

最大宿泊者数：200人/日

事業地からの眺望

○本事業地周辺のアウトドア需要の増加に対応するため、一般自動車道事業の付帯施設として執行している施設の一部について利用形態の整理を行い、既存施設の把握を行うことで、新たに野営場事業として位置づけるもの。

○本公園の核心地域を眺望できる一等地での上質な野営利用の提供により、当該地域のブランド化を図るとともに、野営利用に伴う滞在時間･日数の増加による周辺地域との周遊利用の増加も見込まれる。

既存施設の把握（休憩所、駐車場等）

- 峰の茶屋三原線運輸施設事業として、利用者が安全かつ快適に公園を利用するために必要な休憩所、駐車場等が整備されている。（民間）

付帯施設の改修（管理用道路、設備等）

- 野営場の管理、運営に必要最小限な施設･設備の改修を行う（民間）
  - 管理用道路の一部改修
  - 既設休憩所の設備改修（管理棟の機能を付与）

執行予定者：民間

自然環境への影響

○運輸施設事業の付帯施設として執行している施設の一部について、利用形態の整理を行い、新たに野営場事業に位置づけるものであり、新たな施設の整備は野営場運営に必要最小限なものである。

○本事業の執行予定者は民間であるが、昼夜を通して適切に管理が行われる予定であることから、野営場の過剰利用も防止され、周辺の動植物に与える影響も最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園
草津野営場

決定

区域面積：4.8ha
最大宿泊者数：600人/日
執行者（予定者）：草津町

第３種特別地域（公有地（林野庁））

●位置図

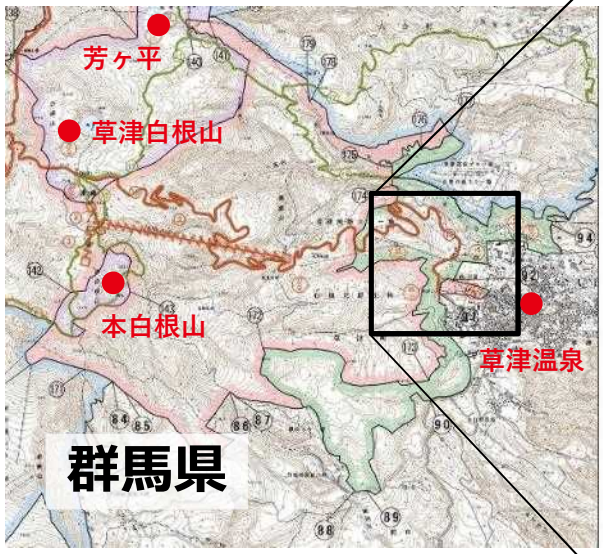

●公園計画図（諮問中）

●事業地全景

○本事業地は草津白根山の東麓、標高約1250mの溶岩台地上にあり、草津スキー場（公園事業認可済み）のゲレンデの端部に位置する。

○事業地周辺では温泉利用、冬期のスキー場としての利用に加え、自然散策やキャンプ利用など、夏期のアウトドア利用も増加傾向

草津野営場決定区域図

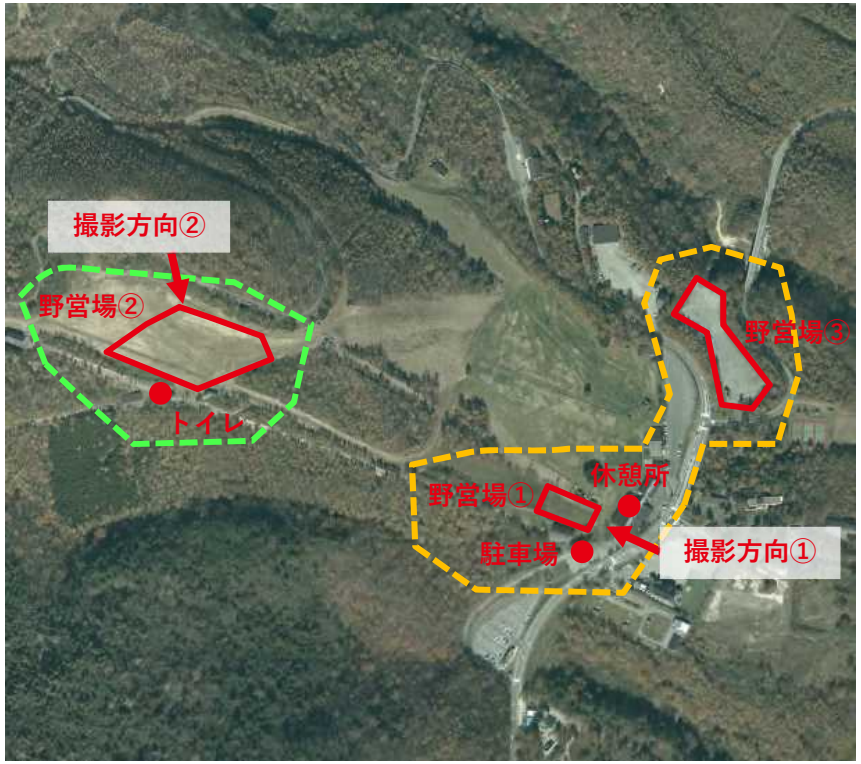

事業規模

区域面積：4.8ha

最大宿泊者数：600人/日

野営場予定地①

野営場予定地②

:初心者向けキャンプ場(最大500人/日)

:経験者向けキャンプ場(最大100人/日)

○本事業地周辺は、夏期のキャンプ利用ニーズが増加しているにもかかわらず、初心者から経験者まで幅広い利用者層に対して気軽に野営利用を提供できる環境がない。そのため、冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を野営場として夏期利用するにあたり、事業決定を行うもの。

○本事業地での野営利用に加え、隣接する自然歩道との一体的な利用や、滞在時間･日数の増加による周辺地域との周遊利用の増加も見込まれる。

既存施設の把握（休憩所、駐車場、トイレ等）

執行予定者：草津町

- 草津スキー場事業として、利用者が安全かつ快適に公園を利用するために必要な休憩所、駐車場等が整備されている。（草津町）

休憩所

駐車場

トイレ

自然環境への影響

○冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を夏期利用にあたって公園事業に位置づけるものであり、新たな施設の整備は既設建物脇に仮設手洗い場を設置する等、野営場運営に必要最小限なものである。

○本事業の執行予定者は草津町であり、民間事業者に管理委託のうえ適切に管理が行われる予定である。これにより、野営場の過剰利用の防止も見込まれることから、周辺環境に与える影響は最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園 五味池破風高原野営場 決定

区域面積：4.0ha
最大宿泊者数：70人/日
執行者（予定者）：須坂市

第2種特別地域、普通地域（公有地（豊丘財産区））

●位置図

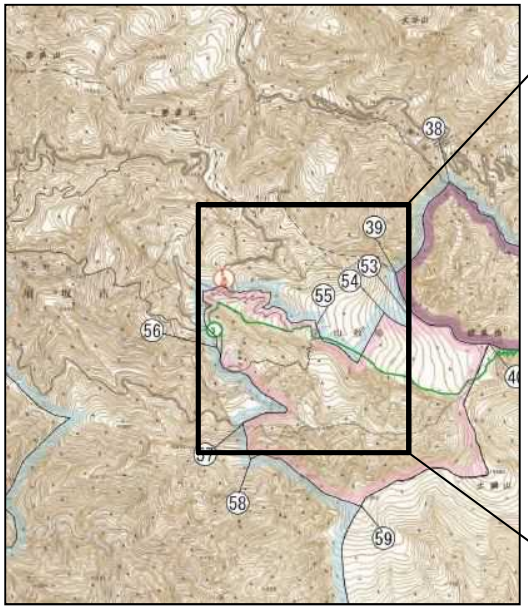

●公園計画図

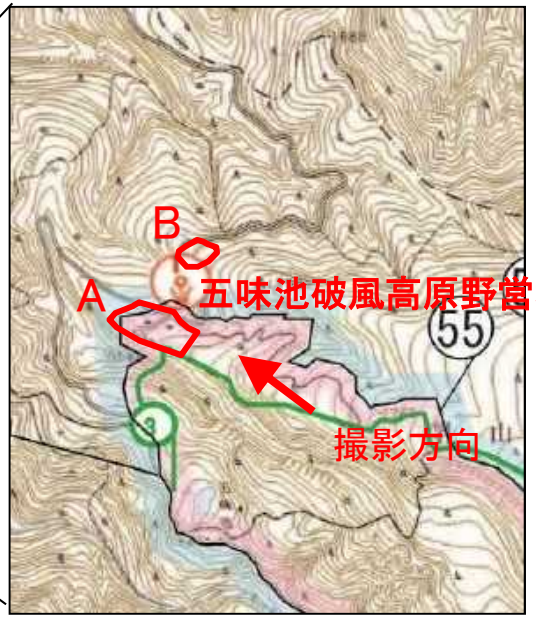

全景

○五味池破風高原の標高約1,650mにある。約10年前まで牧場として利用されていた緩やかな斜面の西のほうにある。

○牧場跡は県内有数のレンゲツツジ群落として知られている。中部山岳国立公園や妙高戸隠連山国立公園の展望地。

○事業地は自然散策や登山の基地として使われている。

五味池破風高原野営場決定位置図

事業規模

区域面積：4.0ha

最大宿泊者数：70人/日

A（管理棟、キャンプサイトなど）

B（キャンプサイト、トイレ）

- 公園計画に野営場を追加するのに合わせ、その計画されている区域を事業決定するもの。
- 既存施設を把握し、管理棟、コテージ及びトイレとして使用する。キャンプサイトは未舗装。
- 大規模な施設整備の計画は当面ない。

既存施設の把握

執行予定者：須坂市

●既存の施設を把握するもの。大規模な整備等の予定は当面ない。

管理棟

コテージ

トイレ

キャンプサイト

自然環境への影響

既存の施設を野営場として把握するもので、大規模な整備の予定は当面ない。また、管理者により適切な維持管理が図られる予定。
以上のことから、周囲の自然環境へ与える影響は最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園
高峰線索道運送施設

決定

路線距離：0.8km
最大輸送量：1,142人/時
執行者（予定者）：民間

第２種特別地域（公有地（嬬恋村））

●位置図

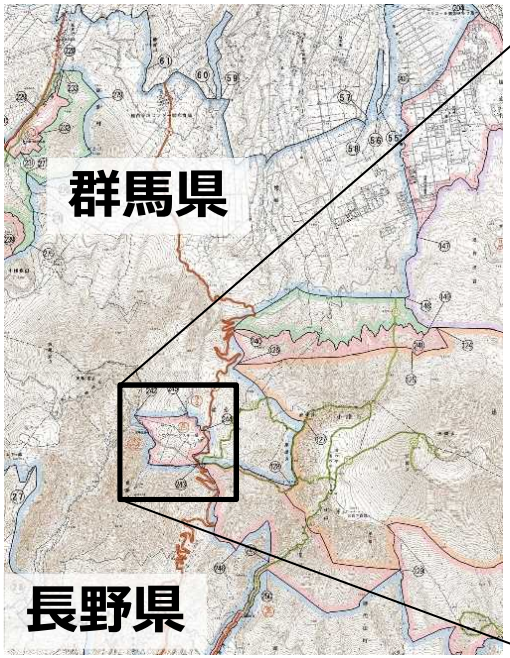

●公園計画図（諮問中）

①山麓側

②山頂側

○高峰山の北麓、標高約1900～2000mの範囲にあり、冬期のスキー場事業の索道施設として認可済み（現在建設中）。

○事業地周辺では冬期のスキー場としての利用に加え、周辺の浅間山、黒斑山、高峰山、篭ノ登山等の登山や高峰高原のお花畑の鑑賞など、夏期の利用も増加。

高峰線索道運送施設決定区域図

事業規模

路線距離：0.8km

最大輸送量：1,142人/時

事業地周辺の景観

○夏期の利用者ニーズの増加に対応するため、冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を夏期利用するにあたり事業決定を行うもの。

○事業地周辺は2000m級の山々が連なり、本公園を代表する高原景観が広がっているため、本事業の決定により幅広い利用者が高原地域にアクセスできるようになり、本公園の利活用の促進に資する。

既存施設の把握（索道、休憩所、駐車場等）

執行予定者：民間

- 高峰スキー場事業として、利用者が安全かつ快適に公園を利用するために必要な休憩所、駐車場等が整備されている。（民間）

索道（建設中）

休憩所

駐車場

自然環境への影響

○冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を夏期利用にあたって公園事業に位置づけるものであり、現在建設中の索道はスキー場施設として既に認可済みである。その他の施設については、新たな整備の予定は当面ない。

○高峰山周辺までのアクセスルートが複数確保されるため、利用の分散による登山道の混雑緩和など、過剰利用の抑止にもつながることが考えられる。

上信越高原国立公園
草津線索道運送施設

決定

路線距離：0.5km
最大運送料：1,160人/時
執行者（予定者）：草津町

第３種特別地域（公有地（林野庁））

●位置図

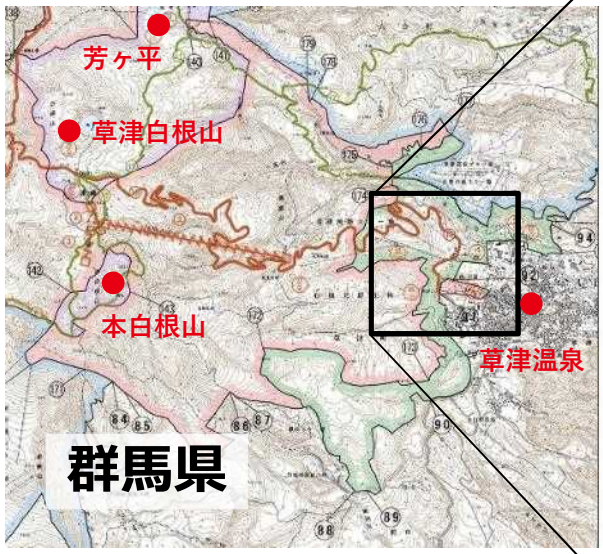

●公園計画図（諮問中）

●事業地全景

○本事業地は草津白根山の東麓、標高約1250mの溶岩台地上にあり、草津スキー場（公園事業認可済み）のゲレンデの端部に位置する。

○事業地周辺では温泉利用、冬期のスキー場としての利用に加え、自然散策やキャンプ利用など、夏期のアウトドア利用も増加傾向にある。

草津線索道運送施設決定区域図

事業規模

路線距離：0.5km

最大輸送量：1,160人/時

①起点側

②終点側

○本事業地周辺の夏期利用の需要増加に対応するため、冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を夏期利用するにあたり、事業決定を行うもの。

○増加する利用者ニーズに対応し、幅広い利用者が気軽に草津地域の自然を楽しむことができるようになるとともに、周辺施設（草津温泉･西の河原園地等）との一体的な利用により、草津地域の滞在時間･日数の増加が見込まれる。

既存施設の把握（索道、休憩所）

執行予定者：草津町

- 草津スキー場事業として、利用者が安全かつ快適に公園を利用するために必要な索道、休憩所が整備されている。（草津町）

索道

休憩所

自然環境への影響

○冬期にスキー場事業として執行している施設の一部を夏期利用にあたって公園事業に位置づけるものであり、新たな施設の整備は当面ない。

○本事業の執行予定者は草津町であり、民間事業者に管理委託のうえ適切に管理が行われる予定であるため、周辺環境に与える影響は最小限であると考えられる。

上信越高原国立公園
本白根線索道運送施設

廃止

路線距離：2.5km
最大輸送量：1,800人/時
既執行者：草津町

第２種特別地域（国有林）

●位置図

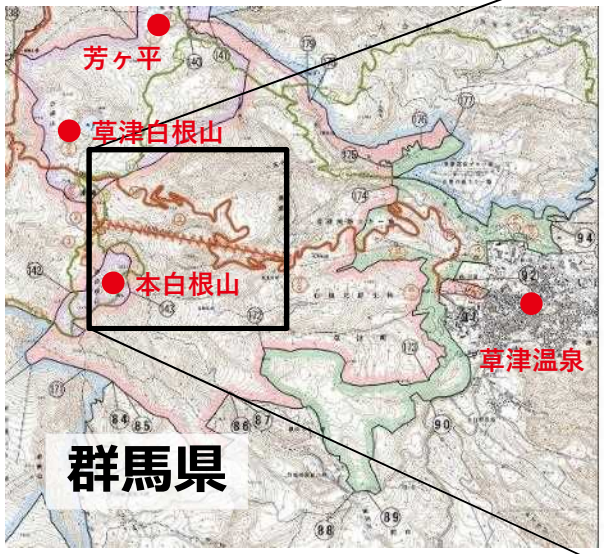

●公園計画図（諮問中）

●事業地全景

○本事業は草津白根山の東麓、標高1,600～2,000mの亜高山帯に位置し、夏期には観光や登山のアクセス路として、冬期にはスキー場ゴンドラとして利用されてきた。

○平成30年の本白根山の噴火の影響を受け、事業地周辺は現在も入山規制がなされており今後も自然散策やスノーアクティビティの場として活用するのは困難。

廃止理由

本事業地はこれまで年間を通して多くの公園利用者に利用されてきた。

しかしながら、平成30年の本白根山の噴火により、現在も入山禁止措置等の利用規制が行われている状況であり、今後の継続的な利活用は困難と考えられる。

以上のことから、利用者の安全確保のため当該事業の廃止はやむを得ないと考えられる。

草津白根山

自然環境への影響

本件は既存の索道事業を廃止し施設の解体、撤去を行うものである。

草津町が作成した施設撤去計画に基づき、段階的に施設撤去、及び現状回復が行われる予定であることから、周囲の自然環境に与える影響は最小限であると考えられる。

終点停留所

既設索道

上信越高原国立公園
逢の峰本白根線索道運送施設

廃止

路線距離：0.4km
最大輸送量：1,200人/時
既執行者：草津町

第２種特別地域（国有林）

●位置図

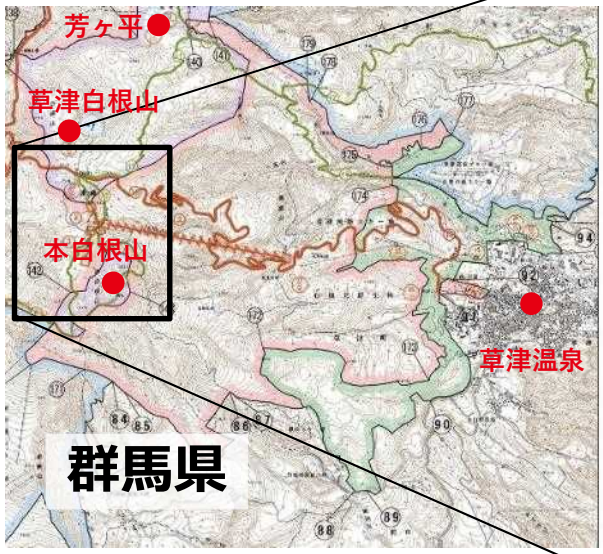

●公園計画図（諮問中）

●事業地全景

○本事業は草津白根山の東麓、標高1,600～2,000mの亜高山帯に位置し、夏期には観光や登山のアクセス路として、冬期にはスキー場ゴンドラとして利用されてきた。

○平成30年の本白根山の噴火の影響を受け、事業地周辺は現在も入山規制がなされており今後も自然散策やスノーアクティビティの場として活用するのは困難。

廃止理由

本事業地はこれまで年間を通して多くの公園利用者に利用されてきた。

しかしながら、平成30年の本白根山の噴火により、現在も入山禁止措置等の利用規制が行われている状況であり、今後の継続的な利活用は困難と考えられる。

以上のことから、利用者の安全確保のため当該事業の廃止はやむを得ないと考えられる。

草津白根山

自然環境への影響

本件は既存の索道事業を廃止し施設の解体、撤去を行うものである。

草津町が作成した施設撤去計画に基づき、段階的に施設撤去、及び現状回復が行われる予定であることから、周囲の自然環境に与える影響は最小限であると考えられる。

起点側

終点側

秩父多摩甲斐国立公園 梅郷園地

変更

区域：規模なし→0.5ha
執行予定：東京都

普通地域（私有地（借地））・赤道

●位置図　**東京都青梅市柚木町・梅郷**

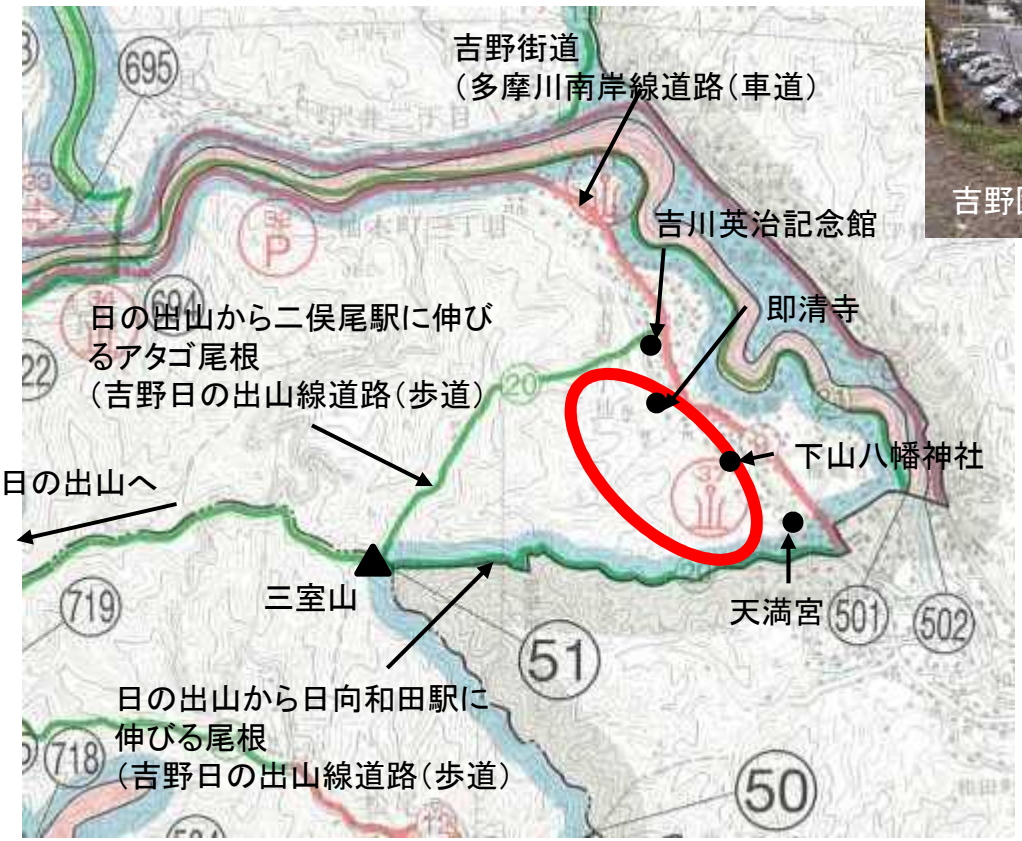

吉野園地駐車場

遊歩道

○秩父多摩甲斐国立公園の東端付近から吉野街道に沿った一帯は、吉野梅郷と呼ばれる梅林が有名な地域である。

○日の出山から二俣尾駅に伸びるアタゴ尾根と日向和田駅に伸びる尾根に挟まれた一帯は、二次的自然環境が広がる丘陵地である。
また、吉野街道沿いには吉川英治記念館や青梅きもの博物館等の資料館の他、即清寺、下山八幡神社、天満宮等の寺院・神社が点在している。

○散策等のために年間約8,000人が訪れている。

変更後
変更前（規模未定）

※天満園地のみ昭和34年に東京都にて事業執行済み

事業規模　　区域面積：　規模なし→0.5ha

吉野山園地（休憩舎）

吉野園地駐車場

園路

園路

天満園地

○点在する園地及びこれら園地を結ぶ遊歩道を一体的に公園事業に位置づけ、事業決定規模を明確化する。
○公園事業の適正な執行のために必要な変更であり、公園事業として一体的に維持管理されることから、より快適で安全な利用が確保される。

既存施設の把握（園地、休憩舎、便所等）

執行予定者：東京都

- 東京都により当該地域の利用に必要な必要最小限の施設が整備され、維持管理されてきた。

■吉野山園地
園地：500㎡　休憩舎：1棟（49.41㎡）　案内版：2基

■吉野園地
駐車場：1,062.5㎡　便所：1棟（19.2㎡）　案内版2基

■天満園地＜昭和34年に東京都において事業執行＞
園地：2,719㎡　便所：1棟（22.35㎡）

■付帯施設
園路：3km　道標：13基

吉野園地 - 案内版

自然環境への影響

既存施設は、利用上必要最小限の規模であり、色彩・形状等は周囲の自然環境に配慮されている。既存施設の把握を行うものであることから、風致景観保護上の支障は小さい。

富士箱根伊豆国立公園
須走口新五合目園地

変更

区域面積:0.1ha→0.11ha

執行者（予定者）：
環境省、小山町、民間事業者

第１種特別地域（国有林）

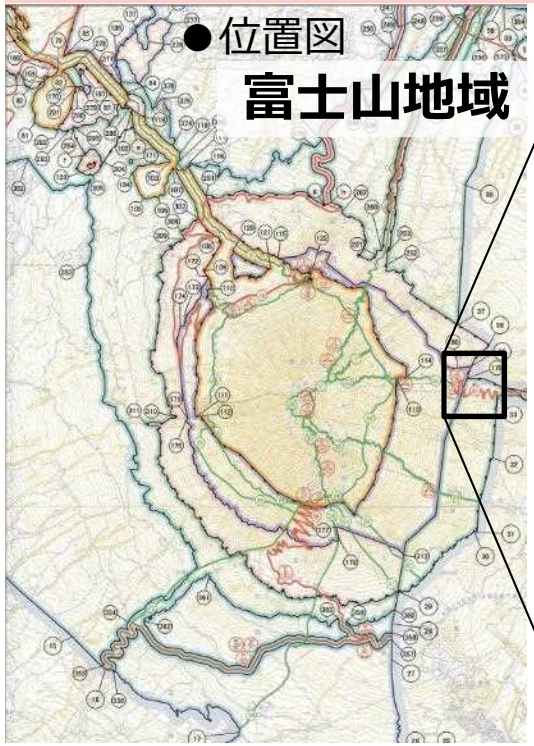

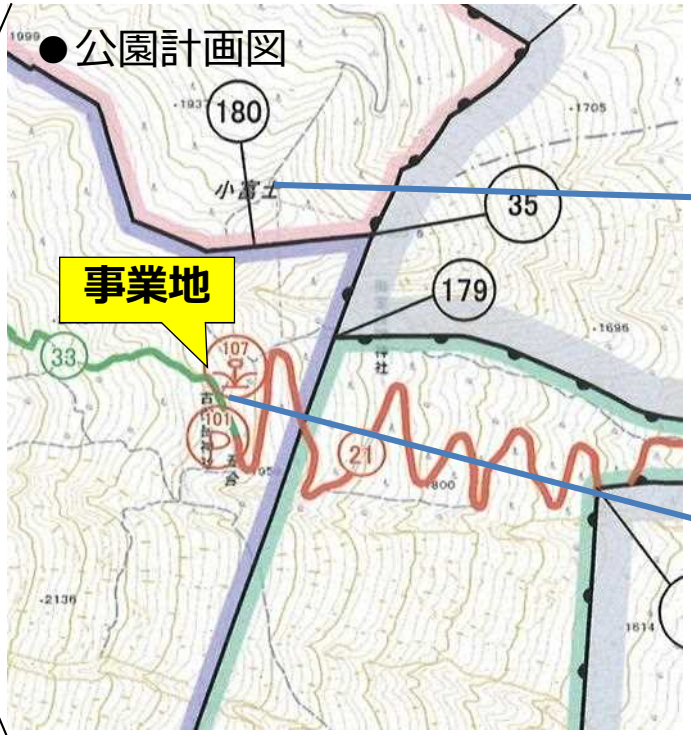

○ 富士山の東斜面中腹に位置し、須走口登山道の起点であり、アクセスルートである「ふじあざみライン」（県道）の終点。
○ 富士登山をはじめ、小富士など周辺の自然散策としても利用が盛ん。

変更箇所

事業規模:

(環境省 インフォメーションセンター)

区域面積：124㎡ → 199㎡

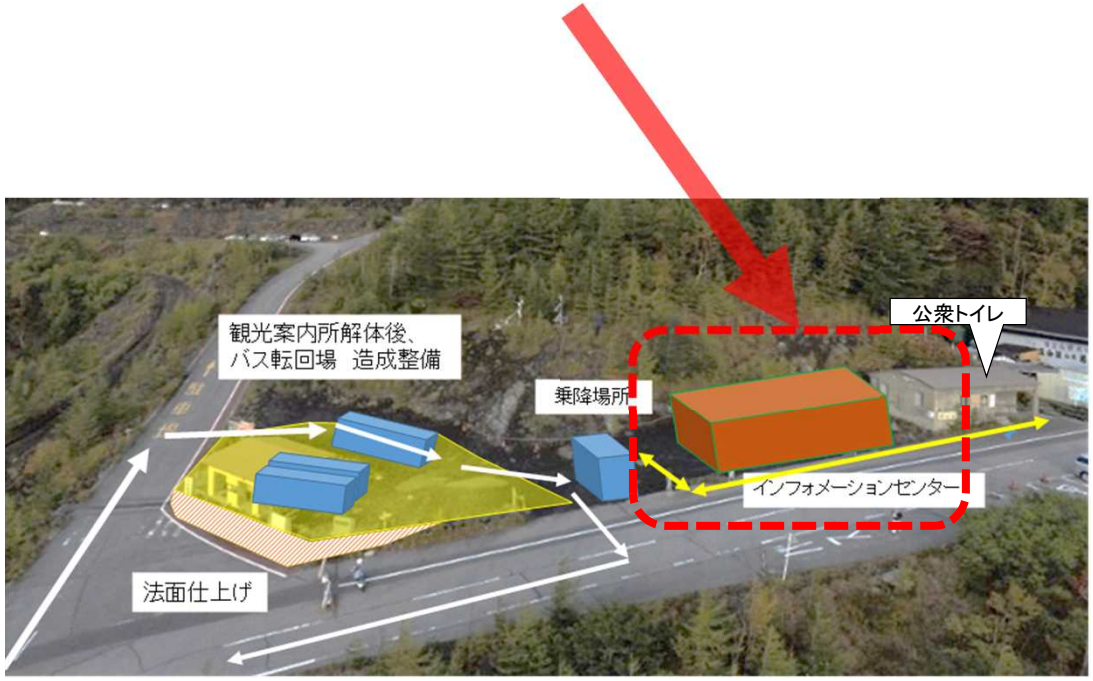

須走口新五合目園地決定

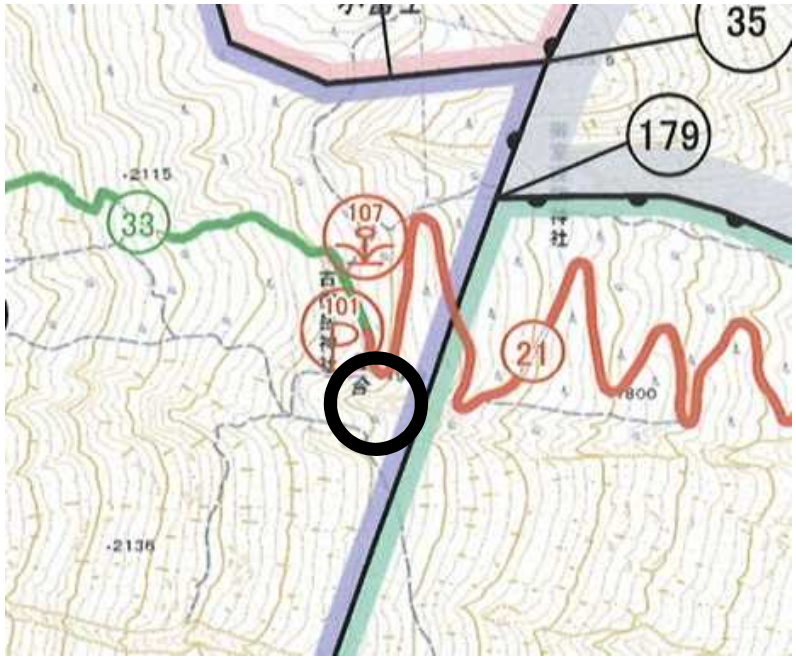

○ インフォメーションセンターの執行範囲について、国有林との借地調整で、バス転回場及び公衆トイレの空白地を借地とすることになったことによる区域面積の変更である。

変更箇所

執行区域
（当初予定：124㎡）

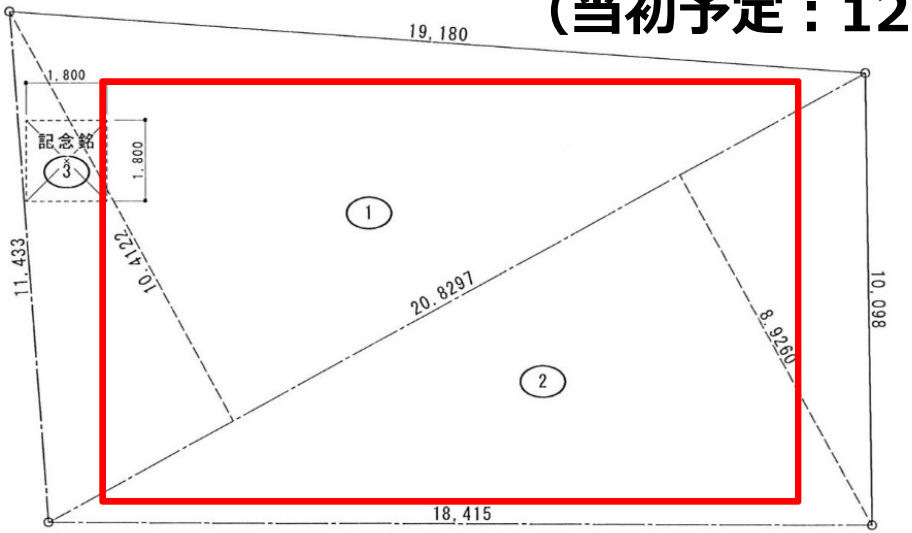

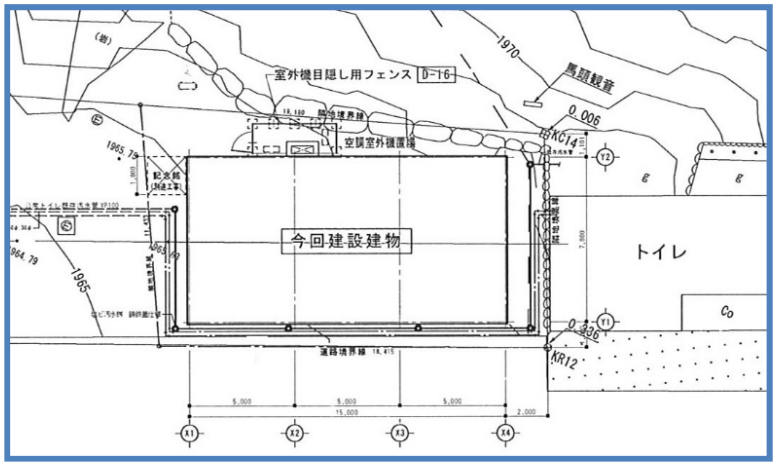

執行区域
（国有林との借地調整後：199㎡）

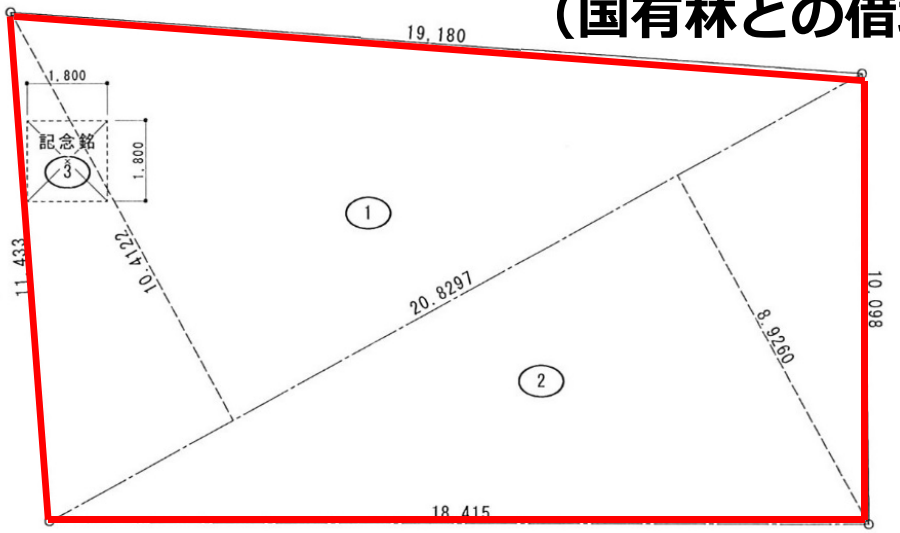

敷地面積求積表

番号	底　辺	高　さ	倍　面　積	面　積
1	20.8297	10.4122	216.8830	108.44150
2	20.8297	8.9260	185.9259	92.96295
3	1.8000	1.8000		▲ 3.24000
小　計				198.16445
敷地面積				198.16 ㎡

今後の整備予定

○インフォメーションセンターの新設（設置：環境省、管理：小山町）

　既存の観光案内所、バスチケット売場、臨時派出所を集約し、須走口新五合目における安全登山の情報提供等の充実を図るための拠点としてのインフォメーションセンターを整備する。

完成イメージ

富士箱根伊豆国立公園 旭日ヶ丘野営場

変更

区域面積： 41.68ha（区域のみ変更）
最大宿泊者数：2300人/日（変更なし）
執行者：山中湖村、民間

第２種特別地域、第３種特別地域（公有地（山梨県、山中湖村）、民間）

●位置図

●公園計画図

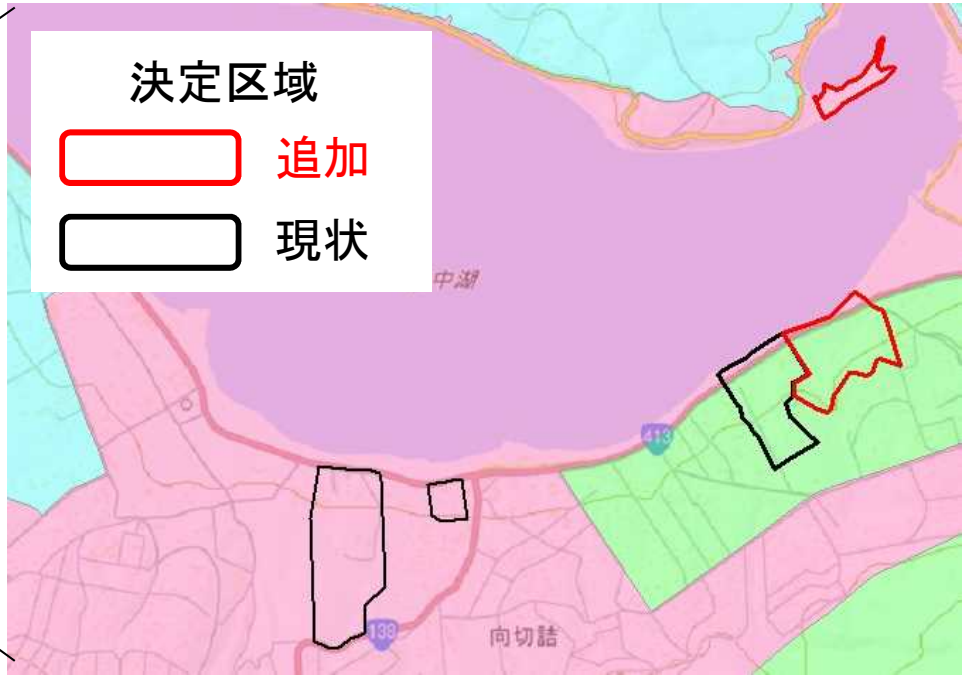

○山中湖は富士山北麓に溶岩流によって形成され、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と併せて富士五湖と呼ばれている。
○事業地周辺の主な利用形態は、釣りやモーターボート、ジェットスキーなどの水上アクティビティ、湖畔では自然体験やキャンプなどである。

既存施設の把握

区域面積： 41.68ha（区域のみ変更）

最大宿泊者数：2300人/日（変更なし）

執行者：山中湖村、民間

決定区域

追加

現状

①管理棟（民間執行）

②テントサイト（民間執行）

③炊事場（民間執行）

④テントサイト（民間執行）

○既存施設の把握であり、今回の区域修正に伴う新たな自然環境の改変はない。
○区域面積及び最大宿泊者数は執行予定規模を加えても現行の決定規模に収まるため変更しない。

瀬戸内海国立公園
赤穂御崎野営場

変更

区域面積：2.5ha→5.5ha
最大宿泊者人数：200人/日→350人/日
新規執行者：赤穂市

第２種特別地域（赤穂市有地）

●位置図

●計画図

赤穂御崎集団施設地区から望む多島海景観

○自然植生の常緑広葉樹林が残されている場所は極めて少なく、大部分はアカマツの二次林である。
○事業地周辺の主な利用形態は赤穂温泉の湯治や、キャンプ、海岸遊歩道の散策、釣りなどであるが、日帰り又は1泊2日など、短期滞在がほとんどである。

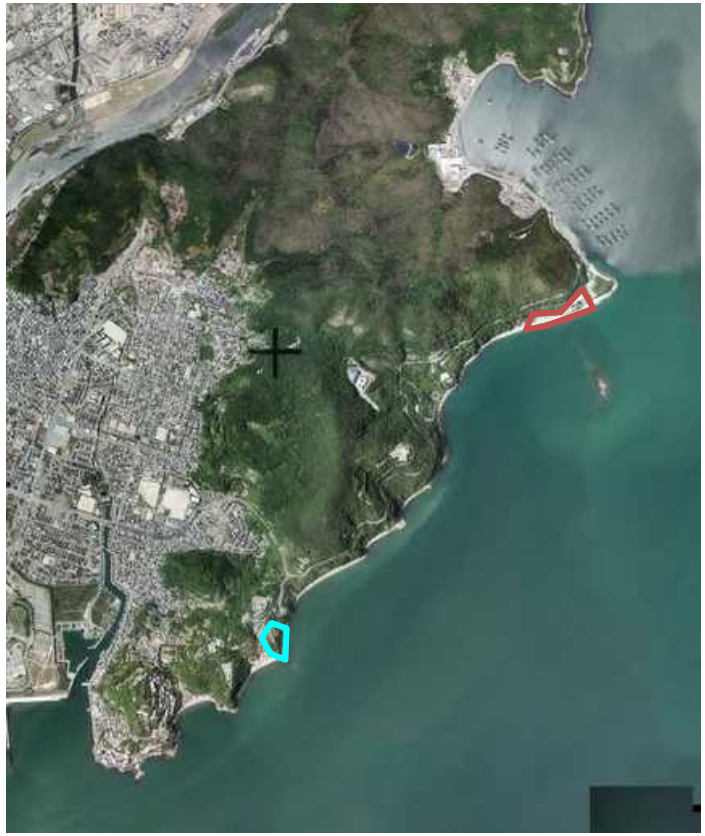

執行中の区域（２ha）
変更後（追加３ha）

事業規模

区域面積：2.5ha→５.5ha

最大宿泊者人数：200人/日→350人/日

○赤穂御崎集団施設地区内には丸山キャンプ場（兵庫県執行中、2ha）と赤穂市立野外活動センター（未執行、3ha）の２か所の既存野営場がある。
○赤穂市立野外活動センターを公園事業施設にするため、事業決定区域を変更するものである。

既存施設の把握

○本施設は赤穂市が管理し、指定管理者制度で民間が運営している野営場であり、眺望や利用環境に優れ、公園事業施設として執行されるべき施設であるが、現在に至るまで事業執行されていない。※昭和50年代から営業しているが、許可番号不明

阿蘇くじゅう国立公園
菊池渓谷駐車場

変更

区域面積：0.25ha→1.3ha

執行者（予定者）：菊池渓谷を美しくする保護管理協議会

第２種特別地域（国有林）

●位置図　**熊本県**

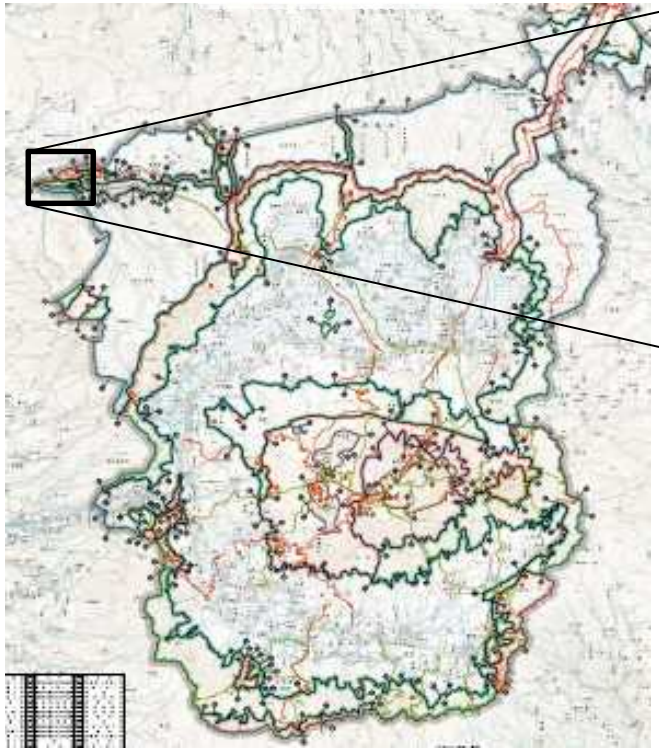

●計画図

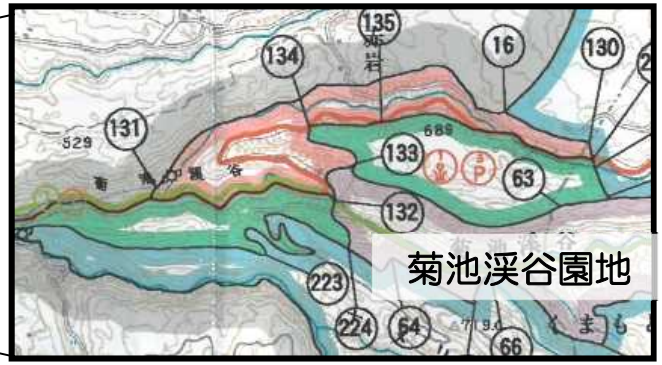

○当該地域の概要、利用状況等

阿蘇カルデラの外縁を取り巻く外輪山の北西部に位置し、有明海へと流れ込む菊池川源流域の菊池渓谷周辺。主たる利用は、菊池渓谷園地や九州自然歩道の散策で、夏期の避暑地としてや、紅葉散策など、四季を通じた利用があり、年間20万人程度の来訪がある。

変更後
現行区域は明示なし

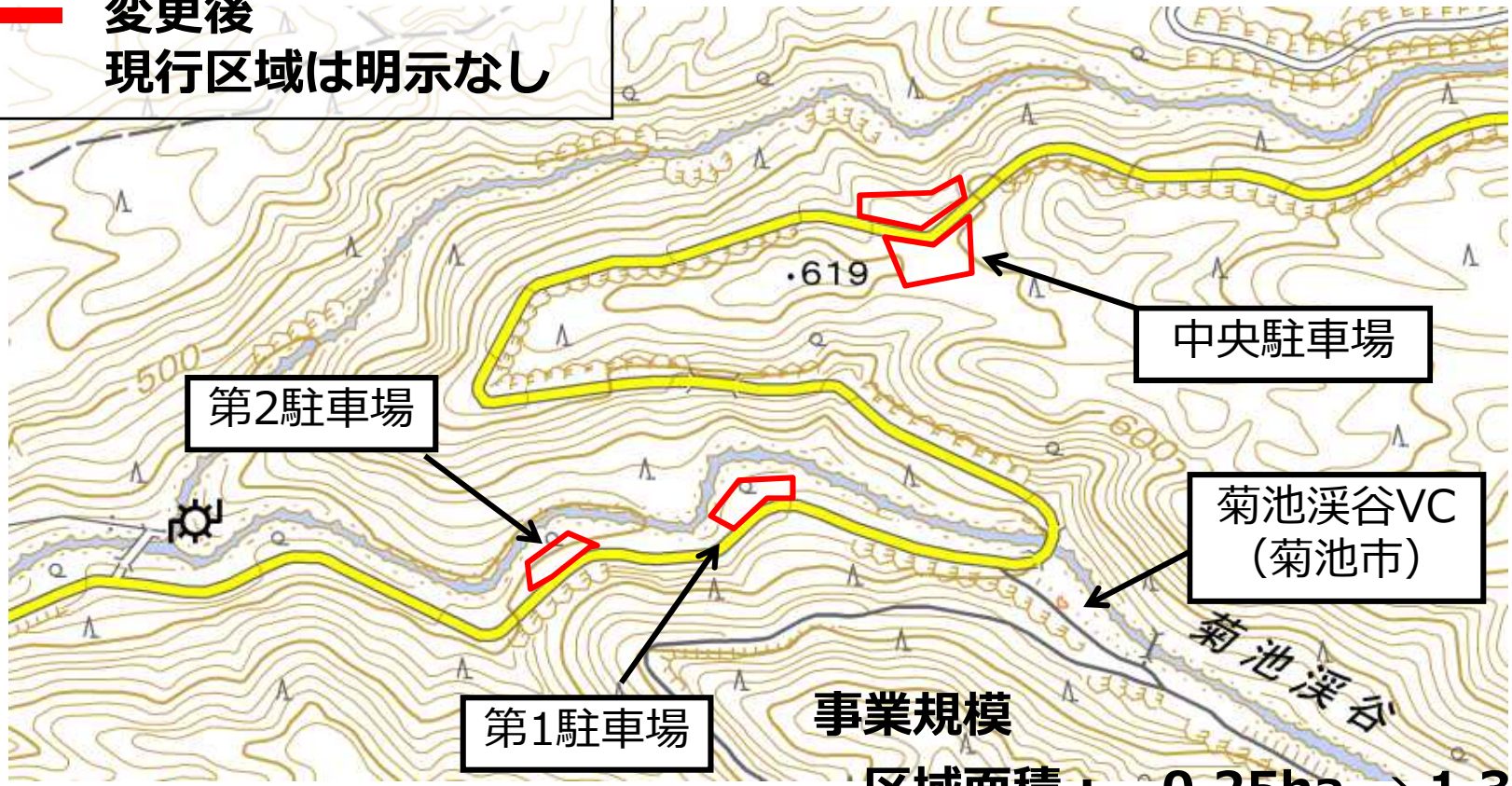

事業規模

区域面積：　0.25ha → 1.3ha

○事業変更の理由、事業規模の根拠（理由）
・当該事業は、昭和35年の当初認可以降、熊本県が事業執行者であるが、実際は昭和46年以降、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会が運営を担っている。
・同協議会が運営管理を行っている渓谷利用者用の駐車場（3箇所）の合計面積が、事業決定規模を超えており、ピーク時の駐車台数等を考えると、適正な利用を推進するために、協議会が運営する駐車場全てを当該事業として把握したい。

既存施設の把握に係る事業決定区域の拡張

- 第1、第2、中央駐車場の3箇所あり、合計面積は12,302㎡。駐車台数は普通車436台、大型バス7台。繁忙期には、協議会によって、中央駐車場から菊池渓谷入口までシャトルバスが運行されている（第1、2駐車場は繁忙期にかかわらず、徒歩での移動。中央駐車場は繁忙期のみ開場。）
- 事業決定規模の変更後、熊本県に廃止届を提出させるとともに、協議会に事業を執行してもらう予定。

第1駐車場（2,970㎡）

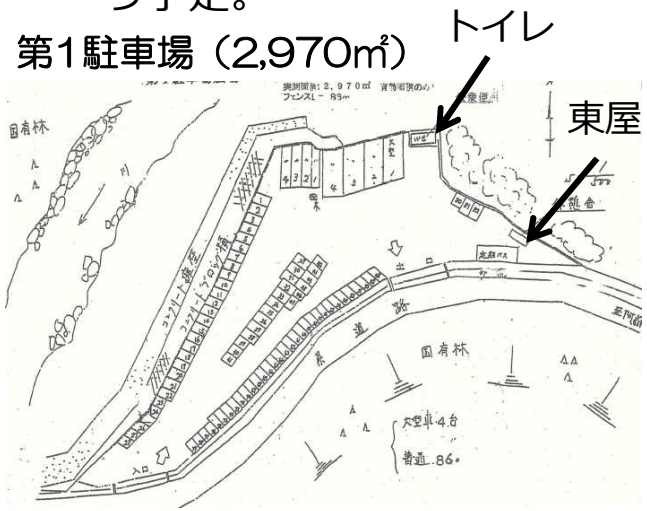

第2駐車場（1,577㎡）

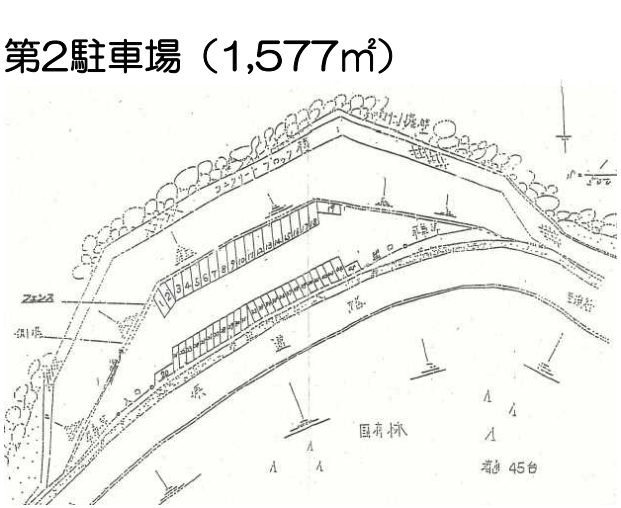

中央駐車場（7,755㎡）

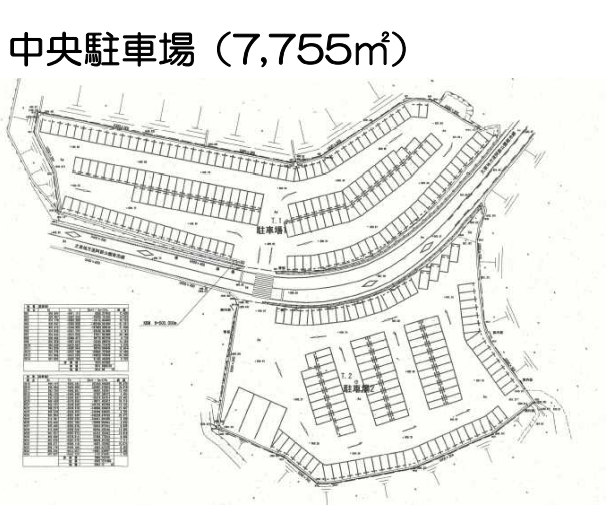

阿蘇くじゅう国立公園 長者原宿舎

変更

区域面積：38ha（変更なし）
最大宿泊者数：1500人/日（変更なし）
執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（民有地）

●位置図

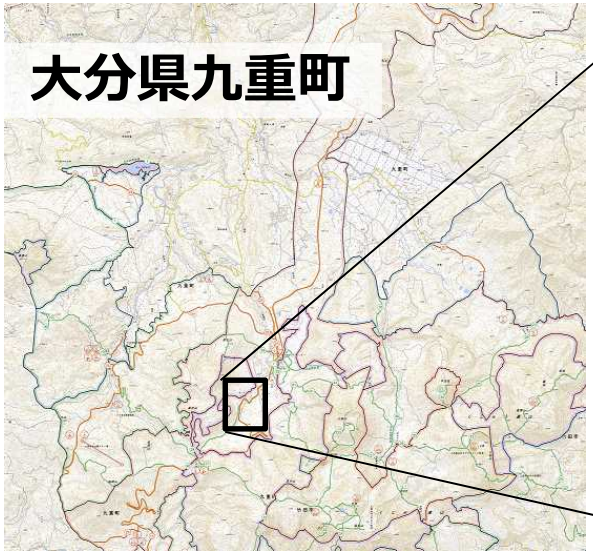

●計画図

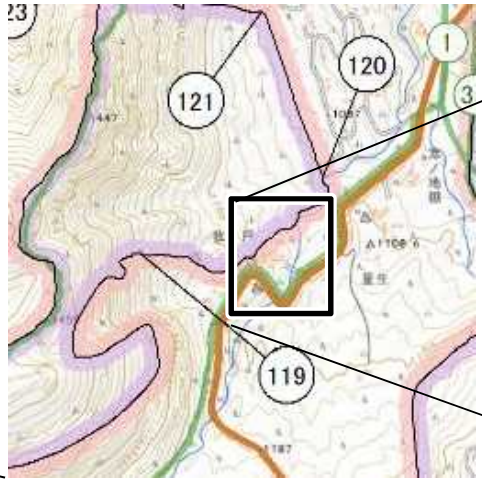

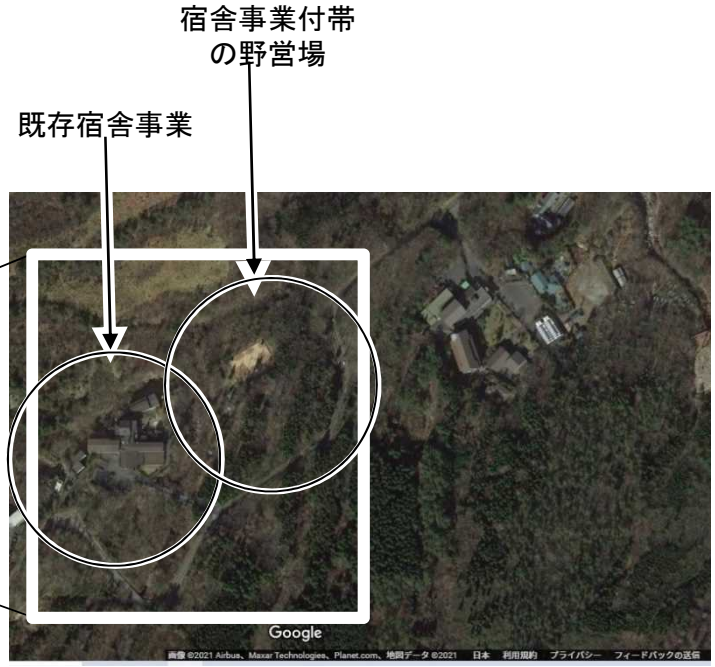

○長者原集団施設地区はくじゅう連山の利用の拠点であり、複数の宿舎事業が公園事業施設として執行されている。
○一方、古くから営業されている野営場の中に、宿舎事業の付帯施設として把握されている既存の施設がある。

削除する範囲
変更後

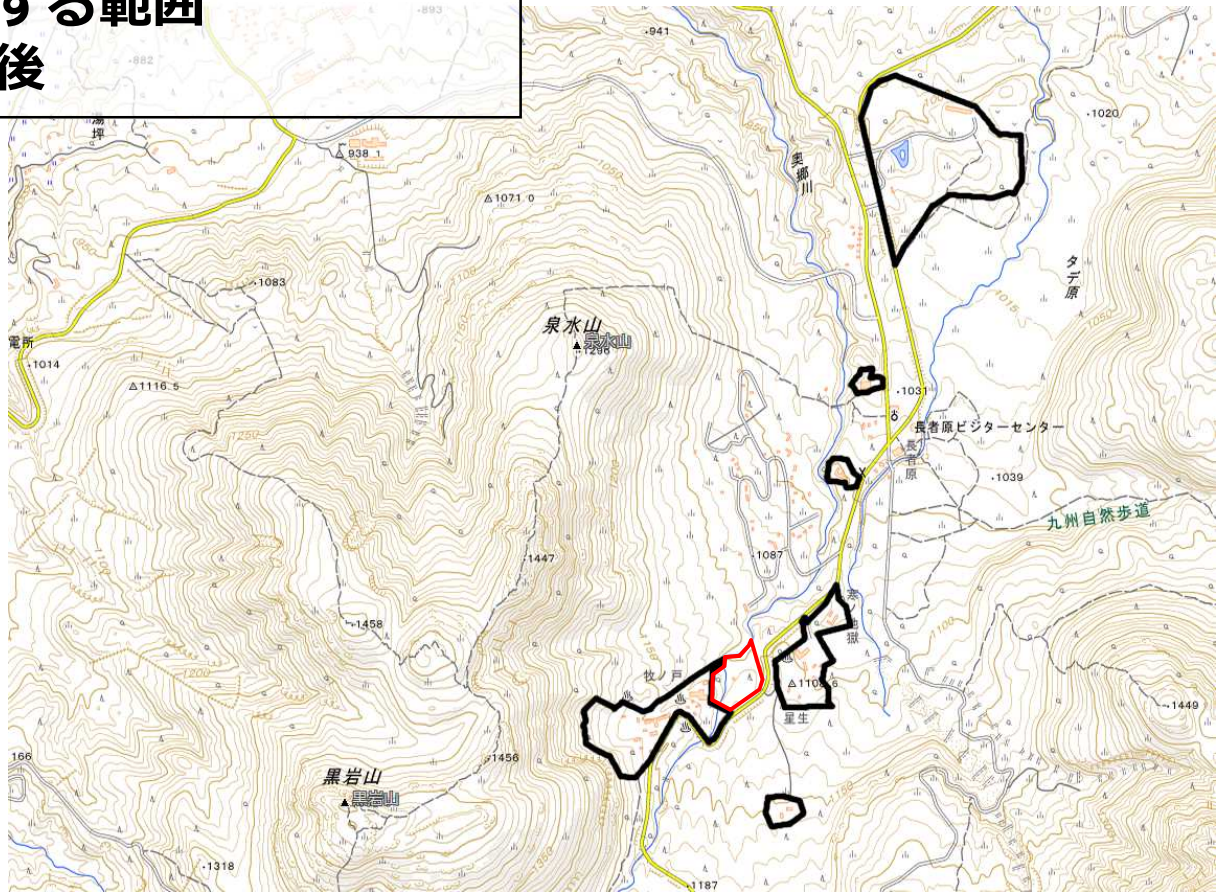

○既存施設のある区画について、現在、宿舎事業の付帯施設として把握されており、現在の運用指針に合致しない。
○今回、当該施設が売買による譲渡が行われ、新たな事業者によって当初認可手続きがされることに合わせて、既存野営場と宿舎事業の区域を明確化する。
○これに伴う新たな整備や、地形改変等の行為は生じない。

既存施設の把握

執行者（予定）：民間

- 長者原集団施設地区内では、古くから営業されている宿舎事業の施設の中に、野営場が付帯施設として把握されている施設、昨今のコロナ禍で、事業の譲渡や、宿舎事業だけに偏らない多角経営が検討されている施設等がある。
- 現在の長者原集団施設地区における古い公園事業決定では、最新の法令運用の指針や、民間事業者の経営の実態に合わない状況が見られている。
- 今回の事業決定の変更では、施設の売却によって譲渡が行われた1件（当初認可手続きを予定）について、事業区域を明確化するためにその既存の付帯野営場の範囲を削除するものであり、これに伴う新たな整備は伴わない。

既存公園事業施設
の執行区分を明確化する

既存宿舎事業

宿舎事業のホテル玄関の状況
（現在当初認可手続き中）

既存野営場

古くからある既存施設で適切に運用されてきたが、宿舎事業の
付帯施設となっていて、これが現在の認可指針に合わない。

阿蘇くじゅう国立公園 長者原野営場

変更

区域面積：15ha（変更なし）
最大宿泊者数：4000人/日（変更なし）
執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（民有地）

●位置図

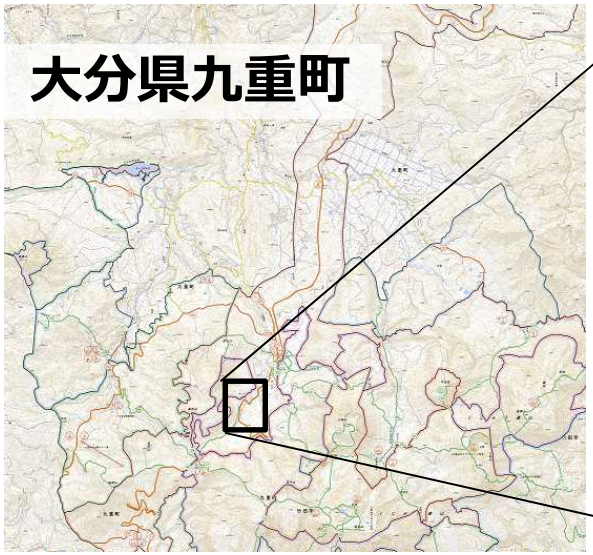

●計画図

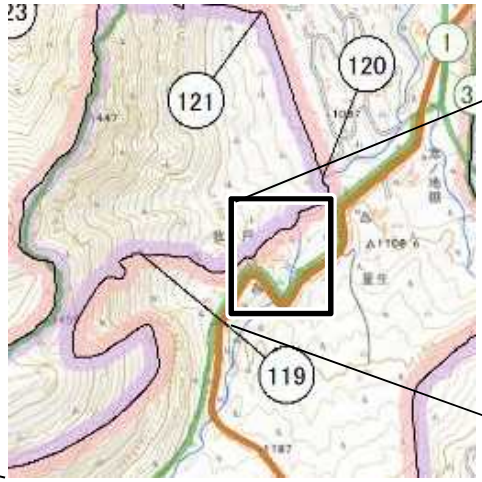

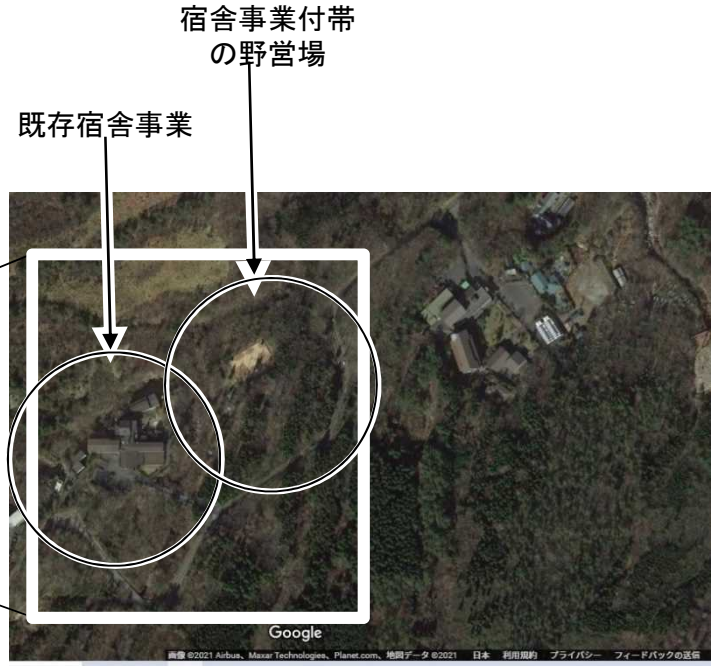

○長者原集団施設地区はくじゅう連山の利用の拠点であり、複数の野営場が公園事業施設として執行されている。
○一方、古くから営業されている野営場の中に、宿舎事業の付帯施設として把握されている既存の施設がある。

追加する範囲
変更前（現行執行区域）

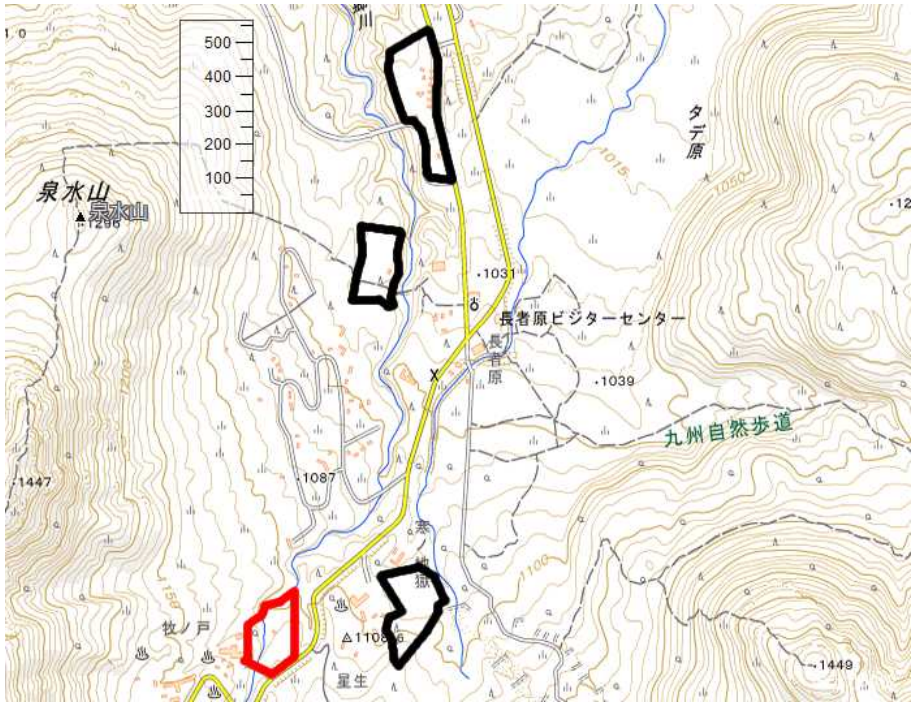

既存公園事業施設

○既存施設のある区画について、現在、宿舎事業の付帯施設として把握されており、現在の運用指針に合致しない。
○今回、当該施設が売買による譲渡が行われ、新たな事業者によって当初認可手続きがされることに合わせて、既存野営場の区域を位置付ける。
○これに伴う新たな整備や、地形改変等の行為は生じない。

既存施設の把握

執行者（予定）：民間

- 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域全体の野営場の状況として、コロナ禍にあってアウトドアアクティビティの利用者の拡大が期待される一方で、路肩を整地してキャンピングカーを駐車させる機能のみの安易なキャンプ場等が計画される傾向が出ている。
- 長者原集団施設地区内に存在する野営場は、様々な客層を受け容れる基盤がある一方で、民間野営場についてはそれぞれ老朽化が進んでいる。また、集団施設地区としての歴史が古く、旧制度下での運営が続いてきたため法的な整理が十分でないケースがある。
- 今回の事業決定の変更では、昨今の野営場を取り巻く動きに法的に適切に対応するため、施設の売却によって譲渡が行われた1件（当初認可手続きを予定）について、その既存の付帯野営場の範囲を追加するものであり、これに伴う新たな整備は伴わない。

宿舎事業のホテル玄関の状況
（現在当初認可手続き中）

古くからある既存施設で適切に運用されてきたが、宿舎事業の付帯施設となっていて、これが現在の認可指針に合わない。

奄美群島国立公園
三京線道路（歩道）

決定

路線距離：0.3 km

執行者（予定者）：

環境省、林野庁、天城町

第2種特別地域・特別保護地区（公有地・国有地）

●位置図

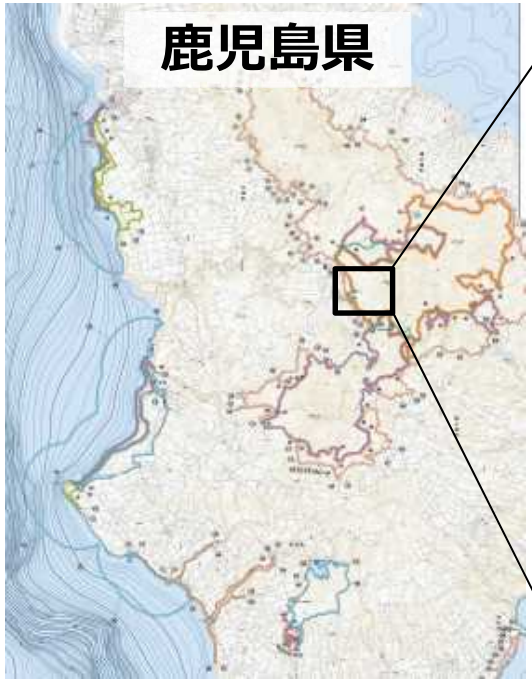

●公園計画図

三京線道路の照葉樹林

- 丹発山を含む井之川岳山塊はアマミノクロウサギ等の希少野生動植物が数多く生息・生育している、徳之島の亜熱帯照葉樹林の核心地域である。
- 本歩道付近では、徳之島でも珍しい亜熱帯照葉樹林原生林が広がり、ハブやリュウキュウアオヘビ、亜熱帯照葉樹林の代表種であるオキナワウラジロガシの巨木等が見られる。

三京線道路（歩道）決定区域図

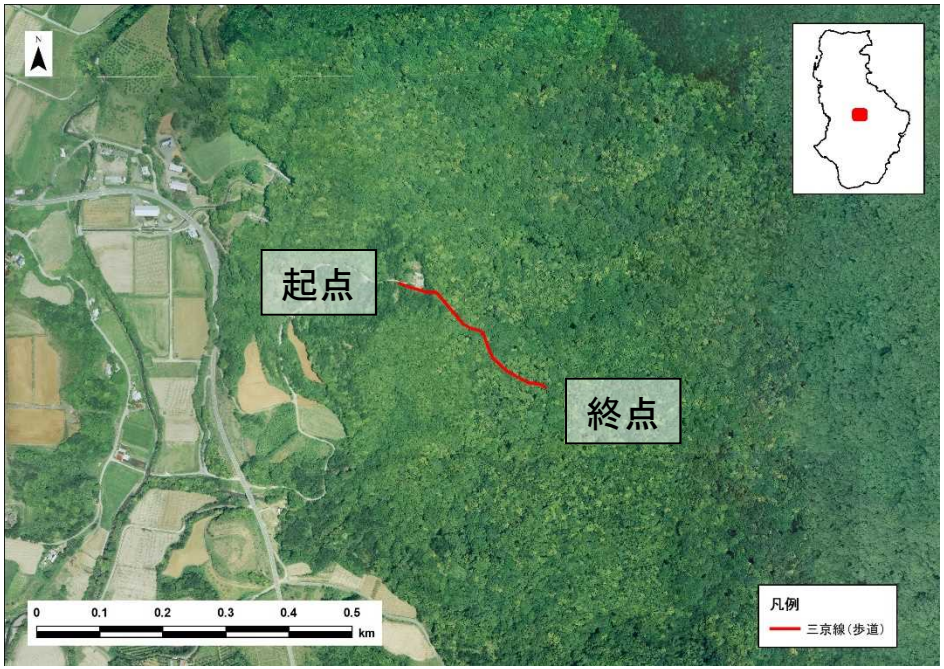

事業規模

路線距離：0.3 km

歩道

- 自然性の高い歩道
- 希少植物も多い

オキナワウラジロガシの板根

- 亜熱帯照葉樹林の代表樹種であるオキナワウラジロガシの巨木があり、特徴的な板根が見られる。
- 樹齢160年以上とされている。

- 本事業地には歩道が整備されており、今回決定する範囲は既存施設の範囲である。地元住民及びエコツアーガイド同伴による観光客の自然観察に利用されている。
- オキナワウラジロガシの巨木は利用者の増大に伴う踏圧等による樹勢の低下が生じる恐れがあり、根元付近の立ち入りを緩和するためにモニュメントサインを設置するなど、快適な利用と安全の確保のため公園事業に位置付けるもの。

既存施設の把握（歩道、看板）

執行者（予定者）：天城町、林野庁

● 歩道（天城町）

起点（水道施設横）

終点（オキナワウラジロガシ巨木）

● 看板（林野庁）

看板（終点近く）

リュウキュウアオヘビ

- アクセス路が分かりづらく、エコツアーガイドによる限定的な利用がなされている。
- オキナワウラジロガシの巨木の根元周辺の立入禁止看板が存在するが、巨木自体の解説は記載されていない。

自然環境への影響

● 新たに整備を行うものではないが、今後快適な公園利用や利用者の安全確保のために必要な標識整備、改修、再生整備等を行う際は、周囲の風致景観との調和に留意し、土地の改変を最小限に抑える等、希少種の生息・生育地の保全上支障がないよう十分に配慮する。

モニュメントサインの整備

執行者（予定者）：環境省

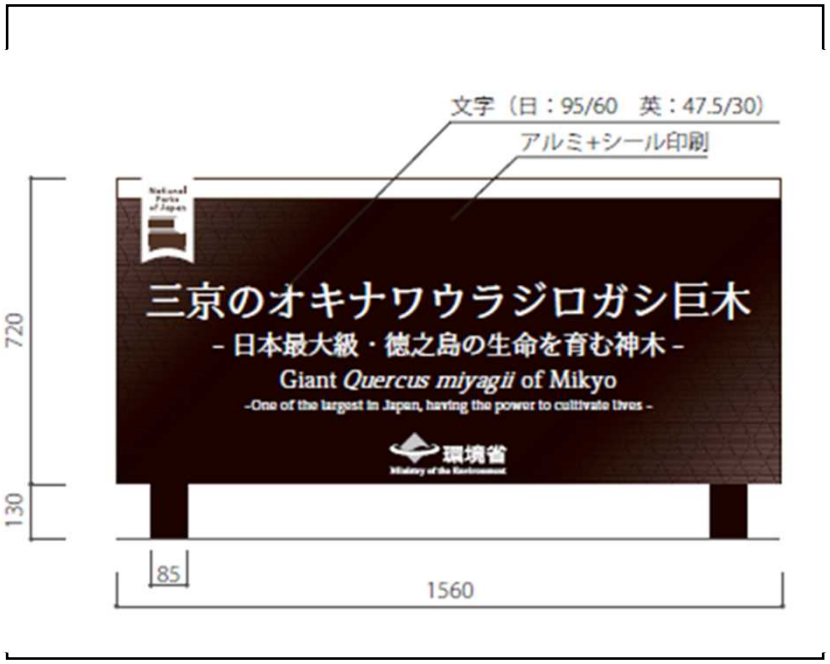

- オキナワウラジロガシの巨木の踏圧を避けるように手前側に整備予定。
- 規模　1.56×0.85×0.13m

配置図（正面）

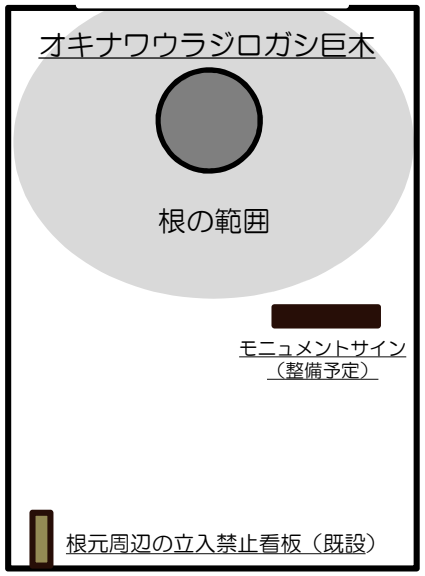

配置図（平面）

自然環境への影響

- 整備の実施前には、周辺環境の調査を行い、希少動植物の有無を明らかとし、周囲の自然環境へ与える影響が最小限となるよう施工方法を検討して整備を行う。

奄美群島国立公園
林道三京線道路（歩道）

決定

路線距離：1.8 km

執行者（予定者）：
環境省、林野庁

第１種特別地域・特別保護地区（国有地）

●位置図

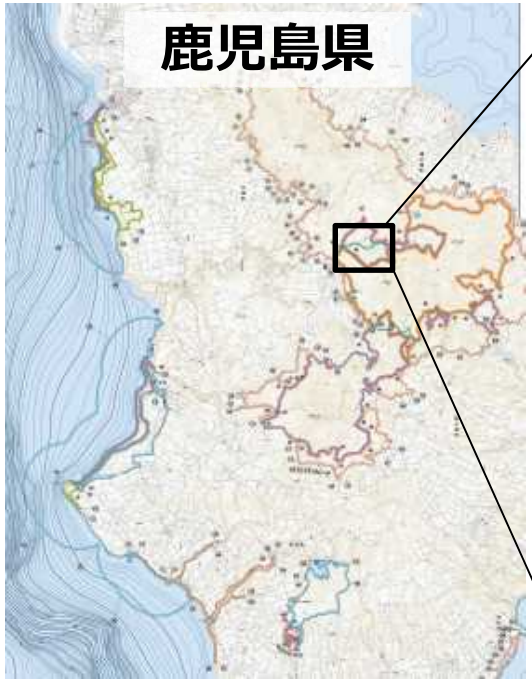

●公園計画図

林道三京線の照葉樹林

- 井之川岳付近はアマミノクロウサギ等の希少野生動植物が数多く生息・生育している、徳之島の亜熱帯照葉樹林の核心地域である。
- 本歩道付近では、亜熱帯照葉樹林が広がり、アマミノクロウサギやケナガネズミの痕跡、亜熱帯照葉樹林の代表種であるオキナワウラジロガシ等が見られる。

林道三京線道路（歩道）決定区域図

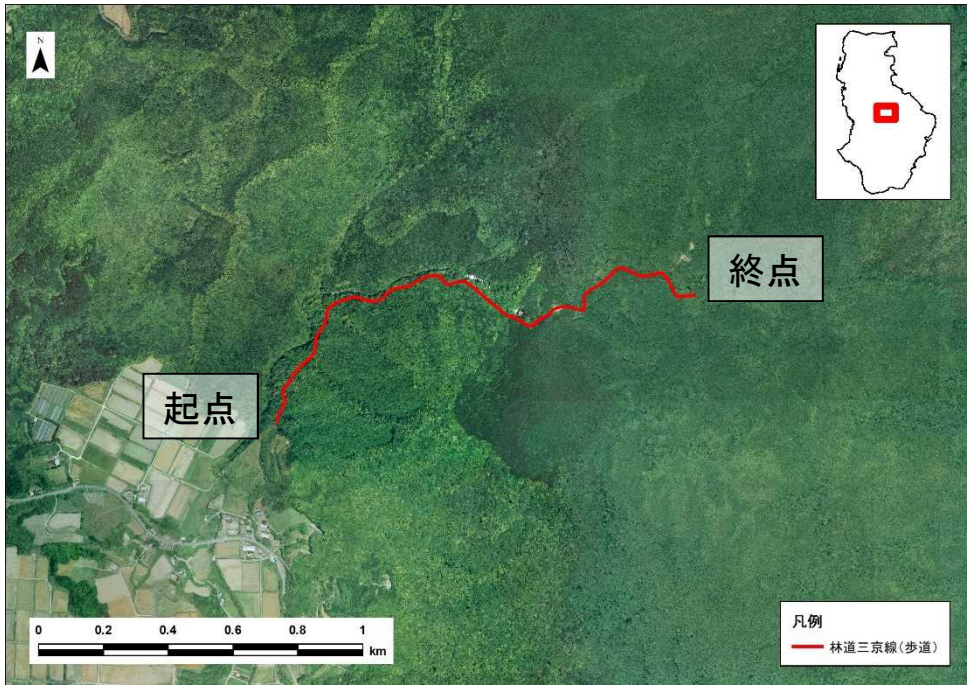

事業規模

路線距離：1.8 km

- 林野庁鹿児島森林管理署・天城町・徳之島エコツアーガイド連絡協議会が3者協定を結んでおり、保護と利用の調整がなされている。

- 歩道脇には徳之島でも特徴的な渓流環境である三京川が流れる。

- 本事業地には歩道が整備されており、今回決定する範囲は既存施設の範囲である。エコツアーガイド同伴による自然観察等に利用されている。
- 鍵付きの門扉があるものの国立公園であることの周知等が十分になされておらず、モニュメントサインを設置するなど、快適な利用と安全の確保のため公園事業に位置付けるもの。

既存施設の把握（歩道、門扉、看板）

執行者（予定者）：林野庁

● 歩道、門扉、看板（整備主体：林野庁）

起点・看板（国立公園境界）

鍵付き門扉（起点近く）

- 自然性の高い歩道
- 道幅が広く、車でも通行可能。

終点（井之川岳西部）

シマオオタニワタリ

- 鍵付きの門扉は、原則として緊急時等以外は解錠されず、通常時は歩道利用に制限される。

自然環境への影響

● 今後快適な公園利用や利用者の安全確保のために必要な標識整備、改修、再生整備等を行う際は、周囲の風致景観との調和に留意し、土地の改変を最小限に抑える等、希少種の生息・生育地の保全上支障がないよう十分に配慮する。

モニュメントサインの整備

執行者（予定者）：環境省

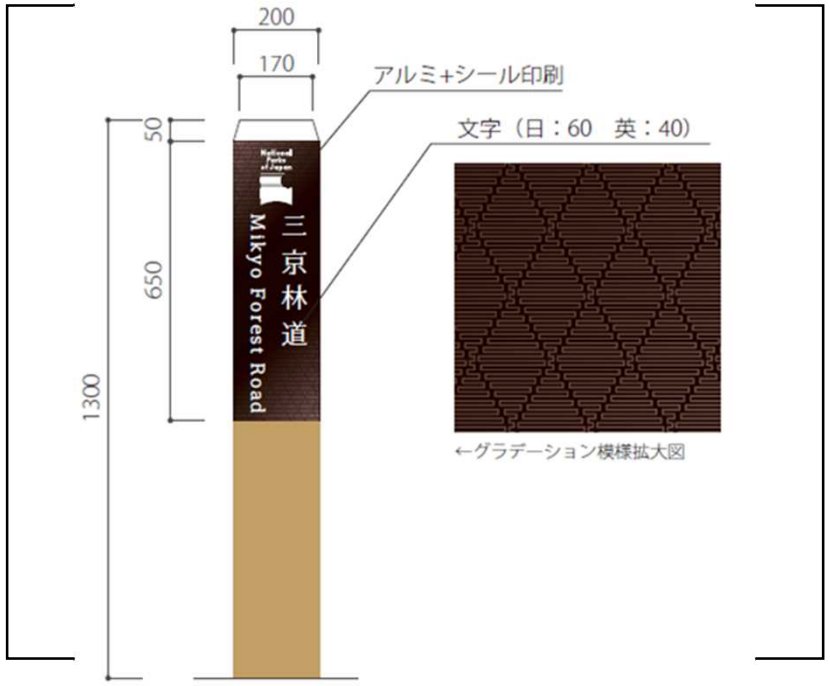

- 鍵付き門扉の横に整備予定。
- 規模　1.3×0.2×0.2m

自然環境への影響

- 整備の実施前には、周辺環境の調査を行い、希少動植物の有無を明らかとし、周囲の自然環境へ与える影響が最小限となるよう施工方法を検討して整備を行う。

奄美群島国立公園
林道剥岳線道路（歩道）

決定

路線距離：2.2km

執行者（予定者）：
環境省、林野庁

第２種特別地域・第１種特別地域・特別保護地区（国有地）

●位置図

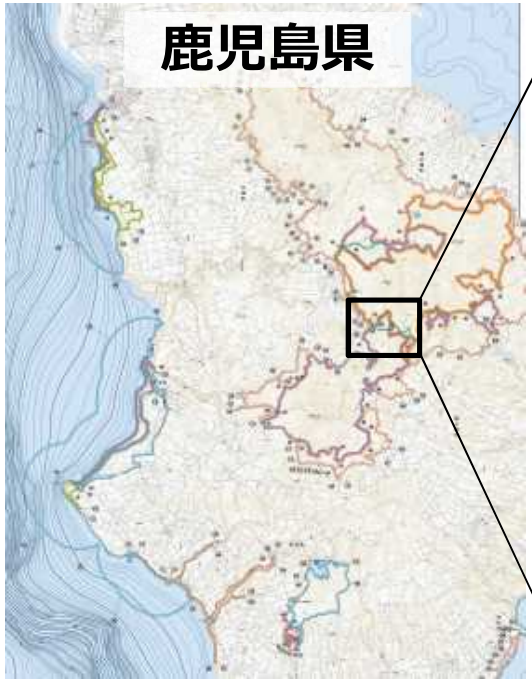

●公園計画図

林道剥岳線の照葉樹林

- 井之川岳付近はアマミノクロウサギ等の希少野生動植物が数多く生息・生育している、徳之島の亜熱帯照葉樹林の核心地域である。
- 本歩道付近では、亜熱帯照葉樹林が広がり、アマミノクロウサギやケナガネズミの痕跡、亜熱帯照葉樹林の代表種であるオキナワウラジロガシ等が見られる。

林道剥岳線道路（歩道）決定区域図

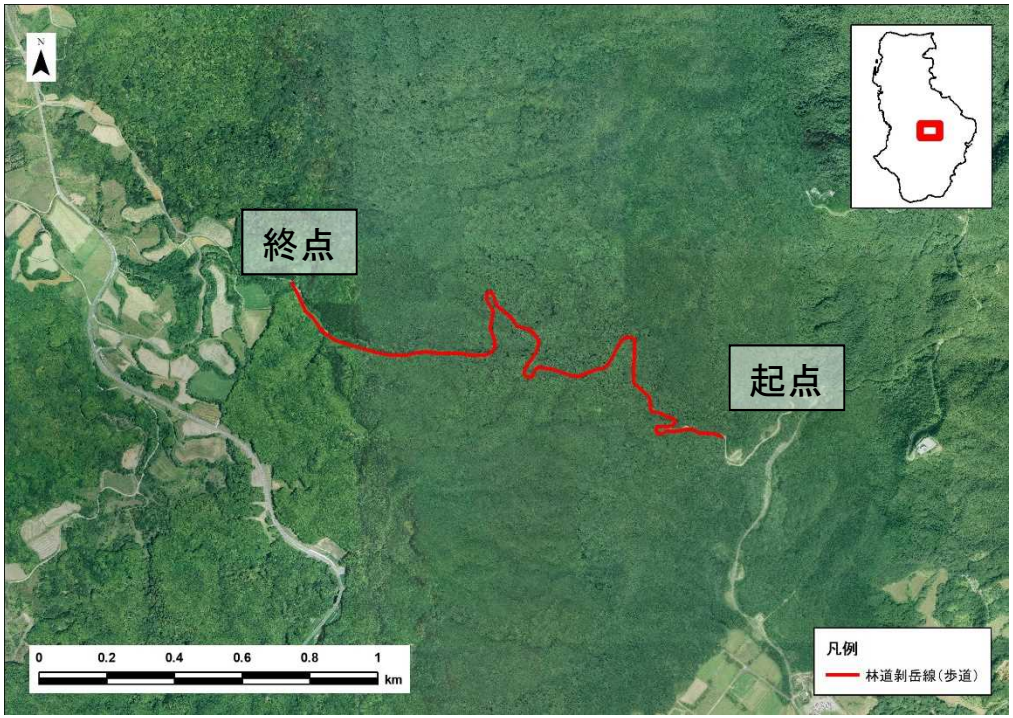

事業規模

路線距離：2.2km

- 林野庁鹿児島森林管理署・天城町・徳之島エコツアーガイド連絡協議会が3者協定を結んでおり、保護と利用の調整がなされている。

- 亜熱帯照葉樹林の代表樹種であるオキナワウラジロガシの純林が見られる。

- 本事業地には歩道が整備されており、今回決定する範囲は既存施設の範囲である。エコツアーガイド同伴による自然観察等に利用されている。
- 鍵付きの門扉があるものの国立公園であることの周知等が十分になされておらず、モニュメントサインを設置するなど、快適な利用と安全の確保のため公園事業に位置付けるもの。

既存施設の把握（歩道、門扉、看板）

執行者（予定者）：林野庁

● 歩道、門扉、看板（整備主体：林野庁）

- 自然性の高い歩道
- 道幅が広く、車でも通行可能。

- 鍵付きの門扉は、原則として緊急時等以外は解錠されず、通常時は歩道利用に制限される。

自然環境への影響

● 今後快適な公園利用や利用者の安全確保のために必要な標識整備、改修、再生整備等を行う際は、周囲の風致景観との調和に留意し、土地の改変を最小限に抑える等、希少種の生息・生育地の保全上支障がないよう十分に配慮する。

モニュメントサインの整備

執行者（予定者）：環境省

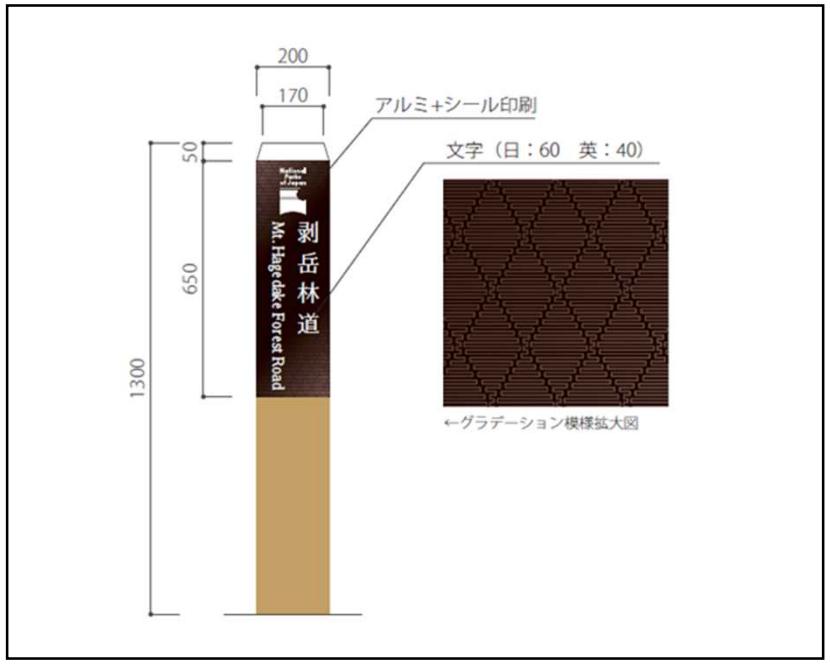

- 鍵付き門扉の横に整備予定。
- 規模　1.3×0.2×0.2m

自然環境への影響

- 整備の実施前には、周辺環境の調査を行い、希少動植物の有無を明らかとし、周囲の自然環境へ与える影響が最小限となるよう施工方法を検討して整備を行う。